
令和5年大和町議会9月定例会議会議録

令和5年9月4日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健 康 推 進 課 長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農 林 振 興 課 長	阿 部 晃 君
代 表 監 査 委 員	櫻 井 孝 子 君	商 工 観 光 課 長	浅 野 義 則 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長 兼 危 機 対 策 室 長	千 葉 正 義 君	上 下 水 道 課 長	野 田 実 君
ま ち づ くり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	教 育 総 務 課 長	遠 藤 秀 一 君
税 務 課 長 兼 徴 収 対 策 室 長	小 野 政 則 君	生 涯 学 習 課 長	瀬 戸 正 昭 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
子 ども 家 庭 課 長	村 田 充 穂 君		

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

関係者がおそろいですので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番佐々木久夫君及び4番佐藤昇一君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

金曜日に引き続き、順番に発言を許します。

11番千坂裕春君。

11 番 (千坂裕春君)

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして一般質問を開始させていただきます。

児童・生徒の主体的考え方、発言について。

今年3月21日、空気を読む危うさ、本当のことを言おうという問題提起で「『くうき』が僕らを呑みこむ前に」「じじつはじじつ、ほんとうのことだよ」の2冊の書籍を紹介しました。河北新報でございました。学校生活における児童・生徒の行動、

発言に生かす記事であったと私は感じております。

現在、文部科学省は、主体的・対話的学習を推進しています。また、いじめを生じる環境は、空気を読む体質、事実を目を背ける気質がいじめを助長し、悪質化、長期化、マンネリ化させていると感じております。

以下に、教育長にお伺いします。

- 1) 主体的、対話的学習において、児童・生徒の主体的発言の状況は。
- 2) いじめの認知を当事者以外の報告によるものはあるのか。
- 3) いじめを予防するため、空気を読まず、事実を目を背けず、いじめの加害者に注意はされているのか。また、このような児童・生徒を守る方策は。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

おはようございます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、千坂裕春議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、1要旨目の主体的、対話的学習において、児童・生徒の主体的発言の状況は、についてお答えいたします。

学校教育における基本は、一日の大半を占める児童・生徒の生活・学習空間である「学級づくり」にあると考えております。

学級経営は、各校長のリーダーシップの下、教頭、教務主任、学年主任、それぞれの学級担任、教科担任、生徒指導主事、養護教諭など、多くのスタッフが、チーム学校として「学級づくり」を行っております。

このような環境で児童・生徒は、様々な先生方と関わりながら授業が行われ、学ぶことに興味や関心を持ち、自ら学習する能力や資質を身に付け、自分なりの考えを意見として発表することが主体的な発言となり、質の高い深い学びにつながると考えております。

学習指導要領においては、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の必要性が示され、各小・中学校においても「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善に取り組んでいるところです。

質問にあります「主体的、対話的学習」についての具体的視点として、「主体的」については、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付け

ながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」とし、「対話的」については、子供同士の協働、教職員や地域のひととの対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」としています。

この児童・生徒の学びを支えるものは、互いを認め合う「温かな学級づくり」であり、自分の考えや意見が受け入れられること、自分とは異なる考えを受け入れること、この双方により、子供たちは自分の考えを広げることができます。そのような温かな学級の中で、児童・生徒は、学ぶことに興味・関心を持ち、自ら目当てをつかみ、課題を解決する方向性を見通しを持って、粘り強く考えていくことで、自分の考えを持ち、思考の交流場面や他者との対話の中で、主体性を持った発言を行い、学習を進めております。

次に、2要旨目のいじめの認知を当事者以外の報告によるものはあるのか、についてお答えいたします。

いじめの認知については、当事者以外に周囲の児童・生徒からの情報や保護者からの訴えがあります。

また、いじめに関しては特に教職員はアンテナを高くしており、いじめの兆候を察知することに努めております。さらに、毎月全児童・生徒に対し、学校生活アンケートを実施し、早期発見、早期対応につなげております。

最後に、3要旨目のいじめを予防するため、空気を読まず、事実を目を背けずいじめの加害者に注意はされているのか。このような、児童・生徒を守る方策は、についてお答えいたします。

普段から各小・中学校に対して「いじめは絶対に許されないこと」であり、「いじめの見逃しは許されないこと」であることは教育委員会からも指導しており、各校において意識して取り組んでおります。

いじめ事案に対しましては、担任一人だけで対応するのではなく、管理職や学年主任、生徒指導担当者などで対応に当たり、事実や状況の確認、被害者の心のケア、加害者への毅然とした指導、双方の保護者への説明を行っております。

また、いじめは、被害者、加害者、被害者と加害者を取り囲む観衆、さらにそれを取り囲む傍観者の四層構造で成り立っており、道徳の時間には、被害者、加害者の気持ちだけではなく、観衆や傍観者の立場になったときにどのようにすればよいのか考えさせる授業も行っております。

さらに、いじめを報告した児童・生徒の行動が、次のいじめにつながらないように、

発達段階に応じ、いじめは許されないことについて話しをしたり、きめ細やかに目を配ったり、保護者と連携して家庭での様子を聞き取ったりしながら、報告した子のみならず、双方の児童・生徒に寄り添うことを大切にしています。

これからの予測不可能な社会を生きる子供たちは、国家・社会の形成者として基礎的な知識及び技能を学習し、社会の諸課題について、「事実」を多面的、多角的観点から考察し公正に判断する力が必要となります。

また、諸課題の解決に向けての話合いにおいても、個々の主張を大切にしながら合意形成を図ったり、その場の空気に左右されることなく、自由な発想からの発言や、異なる発言を尊重したりする態度が大切になります。

今後も各小・中学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業を行うこと、そして、自分の考えを持つ力、表現する力を育て、生涯にわたり必要な資質と能力を育んでいければと考えております。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

答弁に従いまして再質問を開始させていただきます。

まず、授業時間の、自分が持っている発言を臆することなく発言できるか、できないか。低学年であればあるほど、それは臆することなくできると思います。感じております。その中で、成長とともにそういったものがなくなるというのは、やはりその自分が発言した内容によって、クラスの友達に笑われたとか、そういった経験から、徐々に自分の意見を言わなくなったというような事案があるかと思います。

こういった、友達の意見をこのように尊重しながら聞くっていうことを取り組んでおられるみたいですが、具体的にどのようなお声がけをしているのかお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

議員がおっしゃるように、やはり発達段階において、発言と、自分の意思をどの

程度入れ込むかということは、大分変わってくると思うんです。

ただ現在の授業については、以前のような一斉授業という形から、個々に応じた指導という、学習の学び方が変化しております。その中で大事なことは、やはり自分の考えを持つ、発表する、発言するということが大事になってきます。

議員のほうからの質問で、その発言内容はというふうな具体的な質問がありましたけれども、やはりこれについては、小学校1年生から中学校3年生まで、各教科において、具体的にどういう言葉でしゃべっているかというのは、なかなか把握はできておりませんが、ただその授業の流し方としては、例えば発言内容の趣旨としては、分かったこと、気づいたこと、疑問に思ったことを発言しよう。あるいは、疑問に思ったことや課題についての解決の仕方を発表する。あるいは、解決するための見通しを発表するとか。発表した後、終末の段階であれば、学習の終末であれば、別の方法について気づく。例えば、今まで自分が気がついていなかったことについて気づいたことを発表するとか、考えてもいなかったことの発表があった、そのことについて発言をするとか、あるいは友達の発表への意見なり感想ですね。様々な形で、子供たちの主体性が発揮できるような形での授業が展開されているものと考えております。

議長（高平聡雄君）
千坂裕春君。

11番（千坂裕春君）

そういった授業をされている中で、やはり若い児童によくありがちな、友達の意見に、おかしいよねとか、そういった笑いを含めたものとかがあった場合、具体的にそれを聞いた先生方は、ここにも書いてあるように、いろいろな考えがあるからそれを受入れなさいっていうことは指導されているみたいなんですけど、具体的にどういった言葉で担任の先生は、そういった笑った子供たちに注意を喚起しているのか。具体的な発言というのはどういったもので行っているのか。事例があればお聞かせいただきたいんですが。

議長（高平聡雄君）
上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

よく以前は、友達の発表に対して、不用意な言葉なり笑いというものがあったかもしれないんですけども、最近授業参観している段階では、そういうことはあまり見られないんです。

例えば、正解と言われるような答え方と違った答えをした場合に、教員がそれをフォローするといえますか、どんな考え方でそうなったのかを聞き直したり、その子がやはり自分なりの考えを、教員から質問されることによって、段階を上げていくといえますか、正しい方向に導く。そして、それを参考にみんなで考えてみようかということで、よく間違いを基に、より深い学びにつなげるっていう授業手法もあるんです。

そういう意味で、やはり我々大人社会であっても、180度違った考えを述べることもあると思うんです。しかし、それはお互いの考える素地の部分でのずれであって、意見としては、やはりお互いにそれを理解し合うという努力は必要だろうと思うんです。そういう意味で、現在の授業については、あまり子供の答えについては、笑うということは少ないだろうというふうに考えております。

議長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

それでは、1 要旨目終わりますして、2 要旨目に入らせていただきます。

2 要旨目の、いじめの認知を、当事者以外の報告はあるのかということの質問でした。

そういった中で、私はあまり当事者以外からの報告がなされていないのかっていう認識でいたんですが、実際当事者以外の報告も数多くあるということで、安心しております。

ただ、そういったものが今後も続くようなためには、やはりそういったものを報告していただいた人の気持ちをきちんと受け入れてくれないと、意見を言ってくれないというところがあるという認識はしています。

そういった中で、教職員のアンテナを高くっていうことでありますが、現在小学校1年生は基本30人クラス、それ以外は35人ということで、違ったんですか。40人ですか。そういった中で、やはり大和町もそれぞれ規模が違った、小学校、中学校は同

じ規模になっておると認識しておるんですが、そういった中で、やはり昨今小規模校と大規模校のメリットの中で、大規模校がいいというような認識の意見が多数出ている中で、私は、こういった世の中ですので、また国でも、クラスを減らしてくださいという国民の声がある中で、果たしてそのクラスの編成で、先生方が、この児童生徒の日常の生活を見切れているのかってということなんです。そういった中の上で、アンテナを高くできるかだと思っんですけども、教育長はどのような認識でおられるでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

今規模の大小というふうなこともありましたけれども、規模が大きくても、あるいは小さい学校であっても、担任あるいは学年主任、大きな学校であれば複数、同じ学年に担任がいるわけですので、全てやはりいろいろな形で察知する努力はしているんだろうというふうに思います。

現在、各学校にお願いしているのは、いじめ等についての調査をしまして、教員が把握したもの、子供からの訴え、本人から、友達もありますけれども、それについて、いじめゼロというふうなことが特にあるんです。そのときには、必ず学校だよりを出して、今回いじめゼロという結果でしたと。ただ、保護者としてお気づきのことがあれば連絡お願いしますということで、やはりみんなで、いじめは許されないんだというふうなことでやっておりますので、ある意味子供たちもそういう状況を知っておりますから、やはり今までとは違った形で、学級の情勢については担任のほうにお話しがあるものと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

教育長の発言からすると、チームでやっているから、多少大きいクラス、大きい学校になっても大丈夫だということは認識させていただきました。

3 要旨目に入ります。

いじめを予防するため空気を読まないっていうところ、発言で、質問で、こういった一節がありますけれども、観衆、傍観者の立場になったときどのようにすればよいかを考えさせる授業を持っているというものですが、こういったものは、何かのビデオを見てそれぞれ議論するということを学ばれているのかどうか、確認させてください。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

この件については、答弁書にもあるとおり道德の時間、主に道德の時間の中で、教科書の中に事例の物語があるんですね。それを参考にしながら、子供たちに、それぞれの気持ちを共感させていくと。そのような取組でございます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

私が小学生だったとき、中学生だったとき、道德っていうと、そういったペーパーを読むんじゃなくて、特に何かビデオとかそういったテレビ放映を見て、あなたなら、こういった人の立場になったらどうしましょうかねと、今のビデオを見てどう感じましたかっていうようなものがあつたんですけども、文章を読んだ後の議論となると、なかなかそれぞれ、この文章を読んだスピードとか、または解釈に時間がかかったりするかって思うんですけども、そういった中で、きちんと活発に議論ができているかどうかの状況をまず確認させていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

物語について、小学校の1年生、2年生であれば、本当に分かりやすい、例えば動物の仲たがいといいますか、そういうふうな場面があつて、そして、それについて、

ウサギがいた、リスがいた、キツネがいた、そしてその立場、立場でどんなふうを考えているんだらうというふうなことで、自分に、その登場人物に置き換えた気持ちを発表させたり、あるいはロールプレイングというふうなことで、実際にあなたはキツネさんの役をやってみよう、あなたはタヌキさんの役だよ。そのときどんな気持ちだったというふうなことで、学年の発達に応じて、中学生はそこまでしなくても読めば理解できていきますけれども、小さいお子さんの場合には、言葉あるいはロールプレーを通して、あるいは成り切った形での授業を進めております。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)
理解させていただきました。

当然、どなたでも御存じのように、感じているように、加害者と被害者は、ちょっとした意見の擦れ違いとか解釈の違いでもめぐっていうのをつくったりする可能性があって、そういったいじめに発展したりする可能性があるんですが、やはり多くの皆さん、観衆はいけないよ、傍観はいけないよって言っても、さあ自分に置き換えたとき、果たしてそうしているかなというところから始まって、やはりこれは実践されなければ絵に描いた餅で終わると思うんですが、実際、学校の事案で傍観者だった、観衆だったという方の報告とか、そういった事案というのを、教育長は今11年目になるのかな。そういった中で、大和町にあったかどうか、まずお聞かせいただきたいところですよ。

議 長 (高平聡雄君)
上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

今の観衆、傍観者というふうなことで報告があったかということなんですけれども、周辺情報を考えれば、そういうことがあるんだらうというふうに思います。

ただ、委員会のほうに上がってくる状況については、やはり事案について、関係者についての内容が、学校からの報告が主ですので、周りに見ていた子がこうだああだということについて、学校からの報告については、事故報告には書いていませんの

で、そこまで詳しくは把握しておりませんが、そういう状況はあるものだというふうには考えております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

この一般質問の意味合いは、この観衆、傍観者をなくしたい、なくさなければならぬということでしたので、そういった中でも、当事者以外からのいじめの報告があるということでは安心しているのですが、これがさらに進むような形で児童生徒には教育いただきたいと、指導いただきたいと感じます。これからも、いじめを生まないクラス、学校づくりに邁進していただきたいと思います。

これで1件目の一般質問を終わります。

2件目に入ります。

ひきこもりについて。

8050、いわゆる高齢者世帯に、人との係わりを持たず、長期化している扶養者が存在する問題であります。

もちろん、高齢者世帯に限らず、同様のひきこもりも含め、以下に、町長の考えをお伺いします。

- 1) 本町のひきこもりに対する活動は。
- 2) 本町のひきこもり支援体制は。
- 3) ひきこもり経験者の知識を参考に居場所づくりを早急にやるべきと考える。

例えば地域おこし協力隊の活用とかはいかががでしょうかということです。

議 長 （高平聡雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの、2件目の「ひきこもりについて」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問にあります「8050」は、ひきこもりなど、自立できない事情を抱え

る子を持つ家庭が高齢化し、50代の中老年の子を、80代の高齢である親が面倒を見るケースをいうもので、こうした家庭は全般的に地域社会との接点も少なく、高齢の親が無収入の子を預貯金や年金で支えている場合は、親が病気や、要介護状態や、亡くなったたりした途端に、一気に生活が立ち行かない状態となり、経済的にも精神的にも行き詰まってしまうということが懸念されております。

このことから、若年層だけではなく、ひきこもりの高年齢化に伴い、大きな社会問題として捉えられているものです。

それでは、1 要旨目の「本町のひきこもりに対する活動は」についてお答えいたします。

まず「ひきこもり」とは、厚生労働省のひきこもり支援ガイドラインによりますと「様々な要因の結果として、就学、就労、家庭外での交遊などの社会的参加を回避し、原則として6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」を指す現象概念とされており、「ひきこもり」という用語は病名ではなく、あくまで対人関係を含む社会との関係に生じる現象の一つを大まかに表している言葉でございます。

「8050」に関わる家族の社会的な孤立や生活の困窮が社会問題化してきたことを踏まえまして、令和2年10月の厚生労働省通知により、市町村におけるひきこもり支援の基礎的な取組が示され、町では、この通知に基づき、精神保健を担当している当時の健康支援課、現在は健康推進課になっておりますが、この課をひきこもり相談窓口として位置づけ、窓口担当課を明記した啓発チラシ配布などにより、周知を図っております。

健康推進課では、家族や地域の方、関係機関などから、ひきこもり状態にある方の情報提供や相談があった際には、相談機関などの情報提供を行うほか、必要に応じて保健師が支援ケースとして関わりを持ち、継続的に対応しているものであります。

また、町内においてひきこもり状態にある方の実態を把握するため、令和3年度には、民生委員、主任児童委員が、日常の活動の中で把握している、ひきこもりに該当する方を調査いたしました。

調査は、各民生委員の皆さんが把握している範囲内で、担当地区内の該当者の有無や該当者の年代、外出頻度などを回答してもらった間接的な調査でありましたが、ひきこもりに該当すると思われる方として把握した人数は19名という結果でありました。

また、昨年度は、民生委員、社会福祉協議会、相談支援事業所、行政機関職員を対象にひきこもり支援に関する基本的な理解や関わり方などの知識を深めることを目的とした「ひきこもりサポーター養成講座」を開催し、宮城県ひきこもり地域支援セ

ンター職員による講話のほか、参加者同士のグループワークを通して、それぞれの役割の再確認や、地域の現状や課題などについて情報共有を行っております。

今後は、地域内のひきこもり状態にある方や家族に対するサポートの場面において、出席者それぞれに講座で得た知識、情報などを生かしていただけるものと考えております。

次に、2要旨目の「本町のひきこもり支援体制は」についてであります。

ひきこもり状態に至る背景や要因は多様で、複数の要因が絡み合っていることも多く、一様にその対応策を導き出すことは困難であることから、関係機関が連携した多面的な支援、関わりが必要とされております。

1要旨目の回答で申し上げました厚生労働省通知の中では、ひきこもり支援のための市町村の取組の基礎として、関係機関による支援の機運醸成のためのプラットフォームの設置も求められており、町では、保健、福祉、医療、教育、警察、消防など、住民生活に関わる様々な関係機関の方々と構成している既存の自死予防対策連絡協議会の委員に、ひきこもり支援のためのプラットフォームメンバーを兼ねていただくこととし、令和5年2月に開催した協議会の場では、ひきこもりサポーター養成講座と同様の研修のほか、ひきこもりを経験された方からの実体験の講話も実施し、ひきこもり支援に関する理解を深めていただいたところであります。

町としては、このひきこもり支援プラットフォームが適時に機能するよう、今後定期的に関係機関職員の連絡や情報共有の機会を設け、顔の見える関係性づくりに努めてまいります。

最後に、3要旨目の「ひきこもり経験者の知識を参考に居場所づくりを早急にやるべきと考える」についてであります。

宮城県では、令和2年11月から、ひきこもり状態にある方が社会参加に向けた一歩を踏み出せるよう、安心して過ごせる居場所を県内の3か所、これは石巻市、名取市、大崎市でございますが、この3か所に開設しており、令和4年度は、拠点以外の市町村を会場とした出張型の居場所支援事業の一環で、女川町、南三陸町で定期的に居場所が開設されました。

町では、令和3年度にひきこもり実態調査を実施いたしました。調査結果を踏まえた具体的な取組には至っていなかったことから、今年度、県が実施しているこの出張型の居場所支援モデル事業を活用し、ひきこもり支援に取り組むこととしたところであります。

今年度は、8月から2か月に1度、年4回開設することとしたもので、原則とし

てひきこもり状態にある18歳の方本人を対象としておりますが、対象者の家族からの相談などにも柔軟に対応することとしております。

今回、このように町内にひきこもり支援のための居場所を試行的に開設することを通して、潜在的なひきこもり状態にある方の存在や支援ニーズの把握にもつなげてまいりたいと考えております。

今後の本町におけるひきこもり支援のための居場所の在り方につきましては、町の実情や、今年度の県の居場所支援モデル事業による実施結果などを踏まえ、ご提案いただきました、ひきこもりを経験された方のご意見の活用なども含めて、望ましい実施方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

答弁に従いまして、再質問を開始させていただきます。

まず、ひきこもり調査の中で、まずひきこもりだろうなっていうような認識をされた方々が19名おると報告がありました。この数を、町長はどのように認識されていますか。これは実数とはまた違うだとか、正確な数字かっていう、ちょっと回答の具体例を出してしまいましたけれども、どのような認識でおられるでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ひきこもりの方といますか、につきましては、先ほど申し上げましたとおり、病気とかそういった形で、病院に行って検査を受けているとかそういう状況ではございませんので、その把握、状況につきましてはなかなか難しいといたしますか、状態だというふうに思っております。

そういった中で、民生委員の方々の聞きとりの調査ではありますけれども、そういった形でお聞きをした結果、19名ということでございました。これが全てかということでもありますので、民生委員の方たちも100%ではないということもありますので、

これが全てというふうな認識ではございませんが、もっといっぱいいるとかという感覚も、ちょっとそこまではないところです。

あと、町でこれまで関わったっていうか、福祉相談とかを受けていた方々、何人もおりますので、そういった人数からすると、町で把握している人数よりはまだ多いんだということは、当然ながら思っておりますけれども、これが多いのか少ないのかっていうことといたしますか、その人数の把握につきましては、今世の中いろいろなことありますので、我々が気づかない部分であるということも考えれば、民生委員の方々、一所懸命やってもらっている人数がこのぐらいですので、もう少し、もう少しといたしますか、そういった数もあるのではないかというような臆測、観測っていいですか、それはできるんじゃないかと思えます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

実は、私たち社会文教常任委員会で、今年の7月に、徳島県みよし市のほうに、このひきこもりの関係で行政視察させていただいたところ、私は正直な話、うちの町はもうちょっと遅れているのか、調査もできていないのか、こういった対策をされていなかったのかっていうような認識をしていました。ちょっとその認識が誤っていたことに対しては反省、自分の町に対してせざるを得ないんですが、そういった中で、ちょっと、もうちょっと進めてほしいというところが、2要旨目の、このひきこもりを論じるに当たって、自死予防対策連絡協議会のメンバーでやっているっていうところがちょっとしっくりしないと。やはりひきこもりはひきこもりっていうことにくくりで対応されるべきかと感じておりますが、町長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問の、今対応が、自死予防対策連絡協議会の会員でということでございます。

これにつきましては、確かに独立しているわけではないのですけれども、この協議会につきましては、それぞれの事業者といいますか、業界といいますか、そういった方々の専門の方が集まっていたかましまして、それぞれ部会をしながらケースの検討とか、あとその事情、それぞれでやっている部分についての問題・課題の検討とか、そういうのをやってもらっている部会であります。それが、そういった方々、自死といいますか、そういった方々を予防させるためのということで、今やってもらっております。

この組織につきましては、そういうことではありますけれども、今申し上げましたとおり専門的な方、それぞれの分野の専門的な方々にやっていただいておりますので、メンバーについてはすばらしい、すばらしいという言い方もおかしいんですけども、専門的な方々がそろっている、ふさわしいメンバーだというふうに思っています。

このちょっと名前の部分の違和感というのがおありなんだというふうに思いますけれども、それについてはいろいろ考えることも大切かと思っておりますけれども、メンバーにつきましては間違いのないメンバーで進めておるところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

もちろん、私もメンバーに対して反対っていうような意見じゃなくて、やはり町長もお気づきのところで、この自死っていうところに対する違和感があつて、相談される方も何か自死と違うよねっていうことになれば、ますますそういったものが潜在化、陰に隠れてしまう恐れがあるので、やはり相談しやすい、そういった対策っていうものも必要じゃないかと思ひまして、質問させていただきました。

3要旨目、ここが私は、ひきこもりをなくすっていうか、数を減らして、今後生まないように、生まれてもそれを最小限に食い止めるための一番の肝かと思ひます。

やはり、周りの経験のない人が専門家ということでやられてみても、実際自分がひきこもりになった人の気持ちというのは、果たしてどこまで分かっているかっていうところからすると、やはりそういった専門、専門じゃないな、経験のある方の話し

を聞いて、またはその人が専属でいる場所があると日時を構わず相談できるっていう体制が必要かと感じていると思います。

そういった中で、経験者の講話をしたということはとてもいいことだと思うんですが、さらにやはり進めて、こういったものが常時あるようなまちづくりをすべきと感じておりますが、重複になったかと思えますけれども、もう一度答弁よろしく願いします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この3要旨目のご質問の件につきましては、町のほうでもちょっと遅ればせながらということがございますけれども、今後臨時の場所をやって、やっていくということで、今スタートしております。そのことで、まだ8月からってということですので、まだ全然、実績等は、積み上げがないわけがございますが、そういった状況をまず確認をしたいということが一つございます。

また、経験のある方のお話しということもありますので、そういったことについても、やはり経験のある方のお話しというのは非常に身になるというか、ほかの人が身にならないわけではないんですけれども、そういった実態のものがございますので、そういったことが大事だというふうに思っています。

まず、今申し上げました、まだ十分とは思える状況ではないんですが、今第1段階をスタートさせてもらいましたので、この状況を見させていただきながら、今後につなげていければというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

たまたまタイミングが合ったかと思うんですが、社会文教常任委員会で先ほども申したとおり、ひきこもりの行政視察させていただいて、そういった中で、7月でしたから、そういったものの計画があるというのはもっと前から知っていたでしょうから、そういった中で、担当課のほうで推進していただいたのかと、自分なりには感じ

ておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいところでございます。

3 件目に入ります。

補聴器購入助成について。

「耳が遠くなれば、認知症が近づく」という書籍が話題になっております。耳が遠くなると、人との会話を避け、徐々に人との係わりが減り、それが原因で認知症になりやすいというものが発表されております。

町では、認知症対策、対応事業が備えられているが、補聴器購入助成も加えるべきと考えておりますが、町長の考えをお伺ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの「補聴器購入助成」に関するご質問についてお答えいたします。

「耳が遠くなれば、認知症が近づく」の書籍の中では、2019年、世界保健機関が「認知機能低下および認知症のリスク低減のためのガイドライン」を発表し、難聴と認知症との関係について、65歳以上の成人3人に1人は難聴があると推定されており、毎年増加している。難聴は認知機能低下、あるいは認知症のリスク増加とも関連している。難聴があると認知症のリスクが約2倍になると言及し、難聴と認知症の深い関係を世界の医学界は、新しい見解に大きな関心を寄せていると書かれております。

難聴になると、なぜ認知症の危険性が高まるのか、詳細なメカニズムは、これからの研究成果を待たなければならないとされております。

耳からの情報、情報イコール刺激と考えると、刺激を受けることで、脳は活発に働き、活力を保っている。ところが、難聴になると、耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、重篤な場合だと、ほとんどゼロになってしまう。音声を処理する部位が健全に機能しないと、神経細胞の働きが弱まり、認知症の発症につながると考えられると述べており、難聴になると、人が何を言っているのか分からないとなかなか会話に参加できなくなり、人や社会とのコミュニケーションを、つい避けがちになってしまうことも深刻な問題となってきているとも述べております。

難聴になると認知症のリスクが高まると言われておりますが、逆に考えると、難聴にきちんと対処をしていくことができれば、認知症を積極的に予防していけること

をあらわしており、難聴に正しく向き合い、良好な「聞こえ」を維持することが認知症予防への有効な手立てと考えられます。どうして難聴になるのか。難聴にならないためにはどうすればよいのか。難聴には医学的な治療で回復が可能なものとそうでないものがあるそうですが、書籍の中では、薬や手術などで回復が可能な難聴の中でも症例の多い「急性低温障害型感音難聴」について説明があり、低い周波数の音だけが急に聞こえにくくなり、比較的若い20代、30代の女性に多いといわれ、最近では、50代、60代、さらにそれ以上の高齢者にも増えてきています。

睡眠不足、ストレス、慢性的な疲れの蓄積、動脈硬化、体力の低下などが原因となって、内耳の血液やリンパ液の流れが悪くなり難聴が発症されます。どちらも治療薬はございますが、何よりも定期的な有酸素運動を心掛けた生活習慣が大切と言われております。

「聞こえにくくなったのは年のせい」とは決めつけず、中耳炎や治る病気が原因となって難聴が進行している場合がありますので、専門医の診断を受けることが必要です。

補聴器を使うことで、必ず難聴の人が認知症になるのを予防できると確証をもって言えるかどうかについては、まだ医学的な根拠が十分ではなく、今後の研究に期待いたします。

本町では、現在、障害者総合支援法に基づく補装具費支援制度を活用し、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、厚生労働省の基準に沿って補聴器を購入する際、助成支援を行っておりますが、身体障害者手帳の交付対象になっていない方に対しましては、県内の他の市町村の取組状況等の情報収集を行い、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

答弁に従いまして再質問を開始させていただきます。

町では、認知症カフェというものを月に1回行っていますが、町長そういった開催をされているのは御存じだったでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
存じております。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

その認知症カフェの中で、毎月 1 回開催されている中で、様々なテーマを12か月回して、私も 2 年、延べ 2 年ということで、欠席はありますけれども、出席させていただいている中で、補聴器の重要性という講義が、2 年連続行っている。こういった事実も町長のほうでは御存じでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
カフェの実施の内容までは、詳細に存じておりません。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

そういった補聴器の重要性というもの、または、やはり認知にからめたものの講義でありました。そういったものが 2 年続いたというのは、やはり、そういった認知症にならないための方策として、補聴器が重要であるという認識のもので、職員たちが計画してやってくださっていると私は感じております。

そういった中で、今年の講座の中で質問がありました。こういった質問かという、では、町ではそういった購入補助があるのでしょうかという質問でした。職員たち、かなり言いづらそうに、まだ実施されていないところがございますっていうよう

な答弁をされてきました。

そういった中で、私も勘違いしていたんですけども、あれおかしいなと思って、補聴器補助していたのかと思ったら、障害者手帳をお持ちの方の応援というのはしていたんですけども、実際持っていない方の応援はしていなかったっていうところで、やはり町長、他市町村の状況を見ながらっていうところは分かるところでございますが、1件目の一般質問と同じように、空気を読まず、自分が思ったらやるべきかと感じております。最後に答弁いただきたいところです。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

空気を読むとなかなか難しくて、読んだほうがいいのか読まないほうがいいのかと思って、その辺が大人の付き合いなのかと。

認知症につきましては、そのとおりのいろいろな課題があると、課題といいますか、原因があるんだというふうに思っております。一概に病気というか、病的なこともありましょうし、そういうこともあります。

ただ、難聴のこともあるし、以前、歯でそういうこともありました。虫歯から虫歯菌が、あるいは歯周病菌が脳に行って、それで認知症につながっていくのではないかというような、そういったこともありまして、そのこともありまして、町のほうでも健康フェスタとかでそういうのをやったこともありました。

そういうことで、認知症に限らず、健康を守るためには様々な要因が、いろいろなことがありますので、どういったものに町として応援していけばいいのかというのは、その辺はやはりきちんと精査といいますか、やっていく必要があるというふうに思っております。

したがいまして、この難聴に対するものが必要なのか、そういったほかのものが必要なのか。今コロナとかもいろいろある中でございますので、そういった一番必要、何が必要ではないということではないんですが、一番有効にできる、やるべきことというのは、やはり町のほうでも考えていかなければ、議員の皆さんからもご意見をいただきながら、そういったものを精査して、本当に必要なことをしっかり対応していかなければいけない、このように考えております。

議 長 (高平聡雄君)

以上で、千坂裕春君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午前11時10分とします。

午前10時59分 休 憩

午前11時08分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

それでは、私から、通告に従って一般質問を始めます。

私からは1件質問させていただきます。

医療型ショートステイが必要では。

障害のある方の家族からの相談があり、「介護をしている家族が病気になったら、預かってくれる施設が近くにないのでとても不安だ。」とお話がありました。

施設で働く方の話しでは、今必要とされている施設ではありますが、人件費の高騰や人材不足などにより、民間事業者が立ち上げることは難しいと聞いております。

医療的ケアを行いながら自宅で生活する方が増える中、短期間過ごせる医療型ショートステイの必要性が高まっています。介護をしている家族の休息だけでなく、病院から地域生活への移行、発達や成長の支援、家族以外の利用者との交流、医療的ケアが必要な子供や障害のある方、家族にとって、安心して地域生活を送るために必要不可欠と考えます。

このことから、医療型ショートステイは必要であると考えます。国や自治体が人材育成や財政の支援を行いながら開設を後押ししているサービスでもあるので、地域の医療機関と連携をして進めるべきと思いますが、町長の所見を伺います。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの佐藤議員の、「医療型ショートステイ」に関するご質問にお答えをします。

宮城県が令和5年4月現在で公表しております医療型短期入所事業所は、仙台市の5か所をはじめ、栗原市、登米市、石巻市、気仙沼市、山元町へ各1か所、大崎市に2か所、合計で12か所でございます。

医療型ショートステイは、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを行いながらご自宅で生活をされている方が、ご家族のレスパイト（休息）だけではなく、病院からの地域生活への移行、発達や成長の支援など、当事者様、ご家族にとってサービスを受ける上で重要な役割を果たしている施設であります。大和町にお住まいのご家族の方々もご利用されております。

厚生労働省においては、医療型ショートステイの実施が可能な病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の方に医療型ショートステイのことを知っていただくためのガイドブックを作成し、概略、開設や運営方法、報酬形態といった情報に加えて、ここ数年で医療型ショートステイのサービスを開始した事業所の事例や運営のノウハウを紹介しております。

また、国及び宮城県においては、障害福祉サービス事業所等の開設、増築、改築等の施設整備に係る整備費補助金交付や事業所開設に向けた実地研修及び講習会等の支援を行っております。

医療型ショートステイの開設に向けては、医師や看護師等の人材確保や病床の増設なども必要であることから、地域の医療機関等のご理解が必要不可欠であります。重要な役割を果たす施設であると認識しておりますが、実現に向けては多くの課題があると現在考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

それでは、答弁に従って再質問をさせていただきます。

まず初めに、医療型ショートステイと、いわゆる一般型ショートステイという言

われ方をされるんですが、私も実際この医療型ショートステイの話を伺ったときに、それまでショートステイというのはもう1種類みたいな、同じ感じで受けとっていたんですが、町長、その辺の違いの認識はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
私も専門的なことはよくは存じませんが、医療型といいますので、その医療も兼ねてやるということになりますので、その医療に責任ある人といいますか、そういった方がいてもらって、ショートステイをしてもらうという、その辺の違いがあるんだろうというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）
実際には、細かいいろいろな資格とかそういうのは別にして、実際には、そういう医療行為を受けられる短期入所施設ということがショートステイ、医療型ショートステイだということを、私も分かりました。
その上で、障害を持っている方とか、先ほど答弁ありました医療的ケアっていうか、例えば人工呼吸器とか胃ろう等の、そういうのを障害、障害というか医療行為を必要とされる方っていうことの、そういう方が短期入所っていう方なんですが、実際、町長、そのご家族の方が、症状はそれぞれ、個人によって違うんですが、実際に呼吸器とかをお使いになっている方のケアの状況というのは、どなたかから聞いたことはございましたでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ケアの状況ということは、例えば家庭においでの場合の、家族の方がやっている

ケアっていうことでしょうか。

直接的なことではありませんが、テレビのドキュメンタリーとかああいったことでやっておるものを見たことがありますし、直接そういう方から声を聞いて、お話しを聞いたということではなくではありますけれども、そういったものにつきまちは、いろいろなケースがあるんだというふうに思いますけれども、私は一部しか見ていないと思いますけれども、そういった部分については、その程度では知っております。

議長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

私も、実際にそのお話を伺った方からの状況でしか分からないんですけども、その方のお話しによると、やはり自分で排せつができないので、例えばやり方として、浣腸させていただいて、それをきれいにさせていただくとか、それから呼吸に関しては、やはりそのフィルターの取扱いなんかもすごく慎重にさせていただくという、とても、私もお話を伺っていて涙する部分もあるぐらい、すごく細かいケアをされている話を伺いました。

その中で、実際に、例えばその病気、ケアする方が病気になったときに、誰かが代わりに行って、私代わりにやりますというような、簡単なケアの仕方ではなかったんです、そのお話を伺ったときは。

そういう部分が、その方は実際に仙台の医療機関とかとつながっていて、今までケアをされてきたんですが、実際に大和町から仙台まで行って、ましてやその健康なときじゃないのに、そういう部分の移動をするというのがとても大変で、不安であると。だから大和町にもそういうところがあったらいいというお話を伺ったの質問でした。

細かい件数は要らないので、大和町に実際そういう方がいらっしゃるというのは、答弁いただいたとおりに分かりますけれども。具体的に、例えば、多いとか少ないとかそういうぐらいでの認識、そういう方がいらっしゃるというのは、町長は御存じだったでしょうか。そのケアをされている方というか、医療的な、介護を必要な方が、大和町としては多いのか少ないのかというのを、どうなのでしょう。お聞きいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった方がいらっしゃることは知っております。ここにいう部分まではあれですが、その人数が多いのか少ないのかというときに、何か見てということがありますので、そういった方も大勢、大勢といいますか、おられるということについては思っております。

それが多いか少ないかというのは、ちょっと何ともあれです。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

私の聞き方も、何を基準に、数字的に多いか少ないかっていうところが曖昧だったので、そして例えばその実際に答弁いただいた中で、もうショートステイ、医療型ショートステイのことを知っていただくためのガイドブックを作成し、これは厚生労働省がガイドブックを作成し、そういう病院、診療所、介護老人、老健施設などのところに案内をしているということは、もうこの情報は公に、当然されている話なんですけれども、こういう情報は、詳しくは御覧になったことはございますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

詳しくといいますか、こういう、これは国のほうで、こういう施設が大切で、まだ不足しているという状況で、今皆さんにお願いをしているっていうことだと思えます。その状況については存じておりますけれども、詳しくといいますか、制度の内容までは、そこまでは把握しておりません。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

実際に、実現に、最後の答弁いただいたとおり、実現に向けては、多くの課題があるものと考えておりますという答弁をいただきました。今まででしたら、研究調査しますとかそういう答弁をいただいていたんですが、多くの課題があるものと考えておりますということなので、例えば何例か、多くの課題の中の何例かを具体的に上げていただければと思いますが。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

課題、様々あるというふうに思いますが、さっき言った医療行為をするということでございますので、その施設にまず医者といいますか、そういった方々がいなければいけないということ。それと、あとはショートステイとはいえ泊まるという施設でございますので、そういった設備、常備そういった一定の空き室といいますか、それを確保しなきゃいけないということですから、例えば病院であるといった場合に、黒川病院ということも考えられると思いますけれども、今の予算で見られるかということももちろんあります。また、そのための病室の確保とか、そういったことについての課題等もあると思います。

あと、そのいろいろなケースがあると思いますので、スタッフについても、結局今さっきおっしゃったその胃ろうだけではなくて、いろいろなケースがあるということですから、そういったことについての看護師とかの研修とか、そういったこともあるんじゃないかというふうに考えます。

議 長 (高平聡雄君)

佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

実際に、こういう事業を立ち上げるとなると、私も、イメージとしては、やはり施設があって、やはりそれなりの医療器具が装備されて、当然、答弁いただいたように医者がいて、看護師がいて、それも専門に教育を受けた看護師が必要だというもの

あって、質問の中で言わせていただいたとおり、民間事業者がそれを、事業を立ち上げてやるというのはかなりの費用がかさむので、それが困難なんだという、そういう施設にお勤めの方から、そういう情報もいただいております。

私も、その中で、いろいろなことを調べた中で、実はその規模を大きくしなければ、地域の医療関係の協力をいただいた上が前提なんですけれども、その病院に今ある施設の病床、これを、数で言ったら一つでも二つでも、それが専用じゃなくて、ある程度そこを入院、医療的ケアが必要な方が入院されたときにある程度占有させていただく、優先的に使わせていただくという形で対応ができるっていう情報をいただきました。

それから、やはりそういう医療的ケアが必要な方々というのは、どうしても全部が全部仙台圏の医療機関に行くわけじゃなくて、実際には地域の先生、医療、医者の方が例えば訪問で回ってきてもらったりとか、そういう形で、顔つなぎはもうできているというお話も伺いました。

それから、看護師に当たっては、専属ではなくて、通常、そういう方がいらっしゃるなければ通常の業務をされていて、ただ医療的ケアの必要な方が入院されたときは、やはり専門的な知識というのが必要なので、そこは学んでいただく、研修を受けていただければ対応ができるというケースの医療型ショートケアを行っているところがありました。

そういう意味で、費用的、財政的な面を、大きな負担をかけずに、そしてまた人員も協力をいただければ、そういう医療機関内で対応できる人員でやっていけると、そういう部分を調べました。

実際に大和町で、そんなにそんなに、例えば数字を出して申し訳ないんですが、500人とか1,000人とかそういうのお世話になるというのは、それは想像しがたいので、やはり人数的に言ったら少ない人数の方が、万が一の医療ケアが必要なときに安心して近場で受けられるという場所があるというのはとても大事なことだと思いますが、今の情報を伺って、町長いかがでしょう。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

万が一のことですけれども、通常するときでも必要だということだというふ

うに思っておりますが、そういったときに、そういった家族の方を逆にケアをするというのですか、そういった施設というのはやはり大切なんだろうというふうに思います。

また、万が一というときになれば、今度は今度、長期的な話にもなってきますので、ちょっと意味合いが違ってくこともあるのかって気もしますけれども、いずれその優先、部屋の優先度をつけるとか、常には兼務をしてやってもらってとあって、そういったことはあるという意味で、そういったやり方もできるということで、いろいろそういった、できるだけ対応、そういった取り組みやすいような制度といたしますか、そういった見直しはされてきているんだというふうに思います。そういったことがどんどんこれが必要になっていくんだらうというふうに思います。

一方で、その現場にいる、病院あるいは施設の現状からしたときに、やはりそれなりの課題が出てくるということですので、そういったものの整合性をうまくとれるようにやっていく制度なり、補助制度なり、金銭ばかりではなくて、いろいろなシステムの制度とか、そういったものについてもいろいろ、これは国のところになってくると思いますけれども、そういったことをやってもらって、お互いに受入れやすいといたしますか、施設として患者を受入れるのではなくて、その前に施設として受入れやすい、そういった環境っていいですか、これからつくられていかなければいけないんだらうというふうには思います。

その中で、町として何ができるのかということになってきますけれども、町のほうに入ってくるときには、もうもっと具体的な話しの段階になってくると思いますので、そのときについては、その患者にもよりましようし、その対応というのはまた簡単ではない対応だと思いますけれども、いずれこういった実態があるという、実態といたしますか、そういった環境、そういう方々がおいでという世の中でございますので、そういった人たちの安心できるケアといたしますか、そういったことについては、国だけではなくて、町でもできることは何かを長期的にも考えていかなければいけないんだらうというふうに思います。

議 長 (高平聡雄君)
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

実際の流れからすれば、自治体は、あくまでも医療型ショートケアを行う施設側

から申請をされて、それを審査して受理する側っていうか、立場的にはそういう側になるので、それが自治体として積極的に、そういうところを主導して声かけてあるのが、それが正解なのかどうかは私も分からないんですが、流れとしては、通常は申請を受ける側ということで、私も学ばせていただきました。

ただ、その医療機関側のほうの情報としても、自分たちも町民の、町民というか、地域にお住まいする方のために何かプラスアルファ、もう一つ、もう一つというかもう一段階、医療的なケアをできないかということで模索しているというような情報は入ってきました。なので、今回一般質問をさせていただいたわけではありますが、地域として、やはりこういう医療型ショートケアが必要だということを前提に、物事をやはり考えていただければと思って質問させていただきました。

そういう意味で、まず設置の仕方は難しいというか、課題はあるというのはお話を伺ったんですが、町長の気持ちとしては、やはりこういう施設は必要だよなというふうに思っていたかどうかわかりませんが、伺いたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった施設が必要かどうか、施設の必要性は当然あるんだというふうに思っております。それを町だけでなく、黒川圏でやるか、あるいは仙台圏でやるか、やり方、方法、そういったものをいろいろ工夫、工夫といいますか、やって取り組んでいく、方向性をつくっていくのが行政だというふうに思いますし、そういった必要性についてはそういった患者がおいでですので、そういった部分については当然必要だというふうには思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

町長からそういう前向きな答弁をいただき、最初の、一番最初に、実現に向けては多くの課題があるものと考えておるといような答弁からは、もう一步も二歩も前進した答弁をいただいたと受け取らせていただきます。

ぜひとも、やはり大和町、大和町でさえもそういうふうに困っている町民の方がいらっしゃるので、この辺は関係機関と、そしてまた担当部署等、本当にしっかりと情報をコーディネートしていただいて、それを、町長からどうなんだっていうふうに指示をいただければ、あとは前向きに事が進むような案件と思います。

最後に、町長その辺の思いをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しましたとおり、その必要性といいますか、そういったものについては、医療施設、介護施設として必要なものだというふうに思います。そのほかにもいろいろ当然あるというふうには思っております、その中で何が必要であるか、何が優先か、どうやってやるか、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういったことを方向づけするということが、ある程度行政のあれだと思います。

国のほうでも今そういった形で、各施設に必要性があって、PRっていいですか、をしながら補助制度、国県でも補助制度はしながらっていう形で進んでおりますので、その制度についてはまず、大和町だけではなくて、全国でそういったものが大切だという認識は共有されているというふうに思っています。そういった中での進め方でございます。

今後については、そういうことで、これ町だけではなく、逆に言えば黒川圏とか、そういったエリアで考えると、例えば黒川病院の場合はどうしても黒川圏になりますし、そういった医療機関とかそういったことも含めて考えていく必要があるんだろうというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

心強い答弁をいただきました。ぜひとも、今後とも、町民の困っている方のために、そういう方向性を、リーダーシップをとっていただければと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で佐藤昇一君の一般質問を終わります。

次に、3番佐々木久男君。

3 番 （佐々木久夫君）

では、通告をいたしましたとおり、私から2件ほど一般質問させていただきたい
と思います。

まず初めに、1件目でございます。

令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務についてでございます。

ホームページにて、中町商店街周辺エリアの道路整備と既成商店街の活性化のプ
ロポーザル募集がされております。

そこで、3要旨について質問を行いたいと思います。

1 要旨目、募集要項の趣旨に民間事業者のノウハウやアイデアを生かした企画の
提案とあるが、町の思いや未来像は白紙なのか。

2 要旨目、同スケジュールには、公告が7月18日、提案書類の受付が8月1日か
ら8月10日までとあり、その後、審査委員会におけるヒアリングとプレゼンテーショ
ンが8月24日に実施されているが、どのくらいの方の応募があったか。また、審査委
員会は何名で、どのような人達で構成されているのか。

3 要旨目、応募予定者からの質問等があったのか。その内容は。また、契約候補
者が決定された後のスケジュールと検討方法については、でございます。よろしくお
願いします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの「令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務について」
のご質問にお答えをします。

「令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務」、これは以下「本業務」と言わ
せていただきますが、これにつきましては、大和町唯一の商業地であります中町地区
を中心としたエリアについて、大和町第3次総合計画策定時より商店街等の活性化が

位置づけられてきたことを踏まえ、令和3年度より「図書館機能を有する複合施設」の整備を核とした「にぎわい創出」について検討を行ってきました。その間、住民の皆様からは、施設整備等に対する様々なご意見のほか、当該周辺道路の交通状況に対します改善要望等、多くのご意見を頂戴しました。

町としましては、そのような御意見を重く受け止めまして、昨年度において事業を一旦立ち止まることとし、今年度、改めて整備手法等について再検討を行いました結果、図書館機能を有する複合施設の整備を核とした、にぎわい創出は白紙とし、住民の皆様より多くの御意見を頂戴しました道路整備に向けまして、整備方針等の策定を行うこととしたものでございます。

また、これまで策定してきました第3次、第4次総合計画におきましても、吉岡地区は本町の中心市街地として市街地の拡大整備を図ってまいりましたが、今回実施いたします都市計画道路高田中町線を含む道路整備方針等の策定におきましては、その吉岡地区の中心部に焦点を当て、道路整備によりまず沿線周辺エリアへの整備効果等の検討も行い、中心市街地としての活性化や、にぎわい等につきましても、改めて方向性等を見出して行きたいと考えているものでございます。

初めに、1 要旨目のご質問にお答えいたします。

町といたしましては、住民の皆様から頂戴しました、歩行者が安心して通行できる道路整備を、の御意見を踏まえまして、都市計画道路高田中町線の整備と同路線の整備に伴います周辺エリアへの波及等につきましても、民間事業者の持つノウハウやアイデア等を生かし、分析・検討いただき整備方針の策定を行うものです。

これまで検討してきました「図書館機能を有する複合施設」に捉われず、道路整備に伴います人の流れや滞在・交流等を考慮した、新たな視点での「市街地の活性化」「にぎわい」に結びつけられるよう検討するものです。

次に、2 要旨目のプロポーザル参加応募総数及び審査委員会の構成人数等に関しますご質問にお答えします。

今回の本業務のプロポーザル募集期間内に企画提案書の提出をいただいた企業の数は1社でございます。また、本業務の候補者審査委員会につきましては、町のホームページにも掲載してございますが、「令和5年度吉岡地区道路整備方針等作成業務委託候補者審査要領」を定めまして、審査委員会は副町長を委員長としまして、総務課長、財政課長、健康推進課長、都市建設課長、商工観光課長、教育総務課長の7名の委員で構成いたしております。

続いて、3 要旨目の「応募予定者からの質問等はあったのか。その内容は。また、

契約候補者が決定された後のスケジュールと検討方法については。」についてお答えします。

本業務プロポーザルの公告を7月18日に行い、同日より参加申込み書類や質問書の受付を7月25日まで行いましたが、この期間に質問書を提出いただいた企業はございませんでした。

次に、契約候補者の決定につきましては、8月24日に契約候補者審査委員会を開催し審査を行いました結果、プロポーザルに参加いただいた企業1社が契約候補者として選定されました。この結果につきましては8月28日に町のホームページに掲載し、選定された企業とは、令和6年3月29日までを委託期間といたしまして、8月31日に契約を締結いたしております。

今後の検討内容等につきましては、現都市計画道路高田中町線を含めた吉岡地区の道路の現状調査等を行い、その利用状況を踏まえました路線整備の在り方の検討、さらには都市計画道路の整備に伴います周辺エリアの波及効果の分析と、新たな人の流れや滞在交流等の空間の創出等、様々な可能性等につきまして検討したいと考えております。

また、その検討内容の状況等におきましては、住民の方々からの御意見等をお伺いする場等につきましても、考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3番 (佐々木久夫君)

ただいま、丁重なる答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

それで、答弁をいただいた中に、再質問させていただきたいと思えます。

この道路に関しては、いろいろな方が質問してございました。特に冬道に関しても、いろいろな形で行われてきたんじゃないかと思えます。都市計画道路は何で途中で止まっているかということを、不思議に思っております。

その中で聞きたいのは、この時期になって、いろいろな形で多分計画され、第3次総合計画にも、町を含めた道路計画もあったんじゃないかと思えます。多くの議員の方が多分質問されてきたんじゃないかと思えます。

その中で、ようやく立ち上がったような感じでありますけれども、この整備につ

いては、道路整備については、県の土地が、県道があり、そして町の道路でつながっていきと思いますけれども、これを県との話合い、どのようにされるか。要するに、町で決めてから県と相談するのか、最初から県と一緒に相談されて拡幅そしてにぎわいのまちづくりをつくるのか、そこら辺が答弁と、それとどこまで延長するか。これについてお答えください。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

県道といいますか、の関係が出てくるので、県とどういう関係を持つかということです。

まず1つ目につきましては、これは基本的には町のほうでまずスタートはするわけですが、当然県のほうと、県道もからんだ形の計画となってくる状況になれば、県のほうの話とといいますか、県にも相談をしながらのお話になってくると思います。こちらだけで先行してこうやります、県にこう決まりましたと言うわけにはまいませんので、その辺につきましては、当然ながら、町としての考え方を示しながら、こういった考えで進めていきたいけれども、県として協力いただけるか、協力してください、そういった形での、並行したといいますか、話にはなってくるというふうに思います。

そのことに県がうまく乗ってくれるかということも、これはまたいろいろあるわけですが、計画を進めるに当たっては、そういった県のご意見も聞きながらというのは、当然なってくるというふうに思っています。

それから、どの辺までということですが、どの辺というのは、どういうイメージ、例えば今県道はエンドチェーンの交差点から左折した形で柵沢線に伸びています。そこから先は町道になってまいりまして、本来であれば突き当たりといいますか、町まで行くところですが、まず第一に考えるのは、これは今からの計画でございますので、その辺については今こうだと明確には言えません。基本的な考え方としては、まず学校道路っていいですか、通学路というものを皆さんからご意見もらっておりますので、そういったことはひとつ意識をされるといいですか、やる中で考えていかなければいけないポイントにはなってくるんじゃないかというふうには考えております。

もちろん、これは決定ではなくて、私の今の考えといたしますか、思いです。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久男君。

3 番 （佐々木久夫君）

今から決めていくわけですから、町長の考えで当然いいと思いますけれども、それで聞きたいのは、同時にある、図書館機能を持つやつをやめて、そしてこういう形に進んでいくということになりました。

それで、新たな視点で市街地の活性化に結びつけるということが1要旨目にあるんですけども、この中で周辺エリア、ノウハウというか、例えば、今から考え、多分業者に頼んで考えていくんでしょうけれども、この選ばれた7人の委員の方の構成が、ホームページで確かに示されておりました。それで、重複するんでありますが、この構成された、これは業者決めるための構成ですよ。そこら辺、確認したいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、先ほど申しました構成につきましては、あくまで業者を選定するというございますので、その先についてはまたこのメンバーということではなく、重複するかもしれませんが、このメンバーにつきましては、あくまで今回のメンバーにつきましてはプロポーザルの選定の委員でございます。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久男君。

3 番 （佐々木久夫君）

業者、残念ながら1社しかなかったということで、非常に残念であります。

それで、ホームページから拾ったんですけども、整備方針の作成業務の採点と
いうのがあるようなんですけども、これ採点はしたのでしょうか。それとも1社で

あったんでやめたのでしょうか。そこだけ聞きたいんですけども。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
これは、当然採点をしております。1社であってもそこで決定ではございませんし、採点をした結果、合格の点数にならなければ、それだって削るものです。採点ということは実際やっております。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久男君。

3 番 （佐々木久夫君）
一気に聞けばよろしかったんですけども、合格点というか、100点満点の中の合格点とは何点だったでしょう。そこちょっと聞き逃しました。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
これは、先ほど申しました、要項つくっておると申しましたが、要項の中で決定しておりまして、合格点の点数の平均が60点、60点に満たない場合は不合格ですが、60点以上ですということです。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久男君。

3 番 （佐々木久夫君）
60点以上ということで、業者が決定したということをお聞きしました。
それで、2要旨目に入っておりましたんですけども、いろいろな形で、今後副町長1人、いろいろな形で、今度は構成員で話合いされると思います。それで、構成

員が決まったんで、この選定の仕方というのは、前課長じゃなくて、課長の中でも有力な課長を多分選んだんじゃないかと思えますけれども、課長同士が話合って決めたんじゃないんで、この指名については、町長は任命でしょうから、指名についてはどなたがされるのでしょうか。副町長が委員長ですよ。その後の、そのほかの、例えば何かの課長、何かの課長って名前まで記されておりますので。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
構成委員につきましては、私が指名をして構成をしております。委員です。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久男君。

3 番 （佐々木久夫君）
分かりました。それで構成委員についてなんですけれども、ほかの委員の影響を今度は受けないように、独自で覚悟をして考えで、公正な立場でいろいろなことをやっていくというような形になるんですか。それとも選定の段階の独自の考えということで説明しているのか、そこら辺ですけれども、今後ともこういう形で多分構成されているのでしょうかけれども、前にもあったんですけれども、人事異動になって、春に人事異動になって、さらに、まだこの課は変わらないというか、人は変わっても課は変わらないということですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
繰り返しになりますが、このメンバーっていいですか、これにつきましては、あくまでプロポーザルの審査をするメンバーでございまして、決定をすればこの会は一旦なくなります。そういうことですので、この人たちが次にどうのこうのということ

ではなくて、あくまで決定するまでの委員ということで、それぞれに点数をつけてもらって決定をしているということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久男君。

3 番 （佐々木久夫君）

プロポーザルの中に、こういうことが書かれております。

大和町の歴史は古く、江戸時代から続く奥州街道の宿場町ということでございます。歴史と文化で彩られた町であるということ、これを生かしながらやるのか、それともすっかり新たな道路を造るのか、そこら辺も、多分今後検討されるのかと思えますけれども、ここの業務の目的っていう中に入っておるんで、聞いております。

そこら辺を、今後はいろいろやっていくんでしょうけれども、町長の、ここの、今の古い町はどのように考えて、あのまま、生かしたまま、要するにあまり壊さないで、何か近くに住宅団地みたいに造成もされたようです。ほとんど何か姿がなくなってきましたけれども、これについて、この業務の目的、これは業者に多分発注された目的でこういう形に行っていると思えますけれども、町長の考え、思いはどうかお聞きしたいんですけれども。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の業務につきましては、これは町としての考え方ということで提案をさせてもらっております。どういった答えが出てくるのかというのは、これからいろいろ業者のプロポーザルのこともありましようし、それから皆さんといろいろなご意見を交換しながらつくり上げていく形になるというふうに思っております。

私個人のということではなくて、ちょっとまちづくりにつきましては、そうやって皆さんのご意見を聞きながらということをやっておりますので、そういった進め方にこれからなってくるというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木議員、時間が来ておりますが、一旦ここで……（「1件だけ、最後に一つ」の声あり）

佐々木久男君。

3 番 （佐々木久夫君）

すみません、時間オーバーしているんでね。議長のお許しをいただいたんで、ちょっと5分か10分オーバーさせていただきたいと思っておりますけれども、申し訳ないです。その分遅く始まればいいのかと思って、勝手に考えております。

それで、最後なんですけれども、宮城大学……

議 長 （高平聡雄君）

10分だとかの超過はちょっとまずいと思いますので、午後に回させていただきたいと思うんですが。

3 番 （佐々木久夫君）

そうですか、忘れてしまうな。分かりました。

議 長 （高平聡雄君）

では、ここで暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

最後に10分いただきましたんですけども、まかりならんということでありますので、再質問させていただきます。

それで、最後になると思いますけれども、都市計画道路となりますと、周辺エリアの波及効果の分析ということで、最後に出されております。

新たな人の流れや滞在交流等の空間の創出等、様々な可能性についてということでございます。当然道路を造りながら、あそこらの周辺、どのようにしようかということでもあります。

心配なのは、今からいろいろな案を出して、来年の3月ですか、29日に、答えが9社返ってきます。それについて今度話し合っ、そして実際にかかるとなれば何年になるのか。そこら辺がちょっと心配でありますけれども。今まで二、三十年放っておいたんで、さらに10年ぐらいかというような感じで今いますけれども、それで、何年を目安にするかというのを一つお聞きしたいのと、あとは、あそこら辺、エンドーチェーン周辺です。あそこ、エンドーチェーンやめてからもう何十年となりますけれども、あれについて、宮城大学を含めて、いろいろな方が、あそこでどういう施設を造ればにぎわいが出るかというのを、多分何かいろいろ、私も10年ぐらい前に宮城大学の見たような気がします。多分まちづくり課に資料あると思いますけれども、あれを見ながら、町長も多分見ていると思いますけれども、見ていないのかな、そういうことが、私はなにか商工会の支部長やる時点で何か見たような気がしますので、そこら辺、なんだか1階は喫茶店みたいになって、商店街やって、2階が図書館で、3階が温泉つきの何か宿泊施設とかなんとかって、何か聞いたような気すんのね。それは分かって、町長分かっていなければ分かっていないで構いませんので、まずは分かっていなければ、最低でも何年ぐらいまでは道路を拡幅したいということ、思いで構いませんので、よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の計画につきまして、何年先どうのこうの、どういうふうになっていくかということだと思えます。

今回まずプロポーザルをしまして、そして専門業者の方々にご提案をいただいて、それを今度練っていくこととなります。期限としましては今年度という契約でやっておりますので、それを基に今度、新たにそれを基本としてといたしますか、基礎として、様々な検討がなされていくこととなります。

庁舎、役場内でやる部分、あるいは当然ですが地元、町民の方に聞く分、そういったことがあろうというふうに思いますので、何年先ということについて、今明確に言えるところではないと思われま。

先ほどの質問にもありましており、町道、県道のこともございますし、そういった県の絡みと申しますか、そういったことも併せて出てくるということもあるとすれば、県とその辺の調整と申しますか、そういったことも必要になってくるというふうに思いますので、何年という、明確なことと言うには、言い切れないところではありますけれども、去年、おとしとまちづくり、にぎわい創生という形で、地元の方々にもご協力いただきながら、様々なご意見を頂戴してきたところがございます。その中で場所、にぎわいについての考え方、地元の方の考え方、そういったことについても、いろいろな考えがあつて、様々なご意見があつて今に来ているところがございますので、その辺につきましては丁寧な計画づくりと申しますか、ご意見を聴取しながら、今後のまちづくりの方向性が示されるような進め方になっていくんではないかと申しますか、そういう方向だというふうに申します。

それから、宮城大学の方々の提案ということもございますが、全体のエリアとしてのものはあつたかと思つてますが、ちょっと図書館と温泉とかというものについては、ちょっとすみません、私記憶にないといふ申すか、度忘れしているのかもしれませんが、そういったものも、あそこいろいろな計画が前からあるわけですから、そういったことについても、先人たちの考え方なんかも参考にすることの一つとすれば、そういった宮城大学の方々の提案、今の新しい方の考え方を取り入れるといふ申すか、お聞きするということも方法の一つではないかというふうに申すので、様々な方向からの意見を聞きながらの計画づくりなり、またそれができるだけ早く、そういった、どこでどうなるかは分かりませんが、そういった町の、大和町のにぎわいづくりと申しますか、そういったものにつながるようになればというふうに期待をしております。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久男君。

3 番 (佐々木久夫君)

できるだけ早くやっていただきたいというのが本音でございますので、ひとつそこから辺を急ぐようにしていただきたいと思つてます。

それで1件目は終わりたいと思います。

それでは、次に、2件目に入りたいと思います。

2件目は、「自転車で賑わいまちづくりを」ということをございます。

近年、我が町に競技用自転車愛好者が縦長に列を組み、早朝からスピード感を楽しみながら体力増強運動しているようであります。また、プロ選手らしき人も練習に励んでいるようです。当然、交通ルールを守っているとは思いますが、一般道であるため、事故が心配であります。

そこで、国家戦略特区制度の指定を受け、自転車競技等に関する施設等を整備し、全国や国際規模の大会が開催できるようにしてはどうか。結果、大きな経済効果が期待され、さらににぎわいのまちづくりとなるのではないかということです。

1 要旨目、自転車競技における全国規模の大会は何種あるのか。道路を利用するものと競技場内でのものを大会別に示してほしいということ。

あと、2 要旨目でございます。大和町総合運動公園内の自転車競技場の利用状況及び公式的な大会の開催状況は。また、同競技場をプロ選手がどのくらい利用しているのか。

3 要旨目、近年、林道新設や整備が実施されている。指定を受け、県道、町道のさらなる拡幅整備と我が町の自然を生かしたスポーツ振興地にすべきと思うが伺います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、「自転車で賑わいまちづくりを」のご質問にお答えします。

初めに、大和町の総合運動公園内にあります宮城県自転車競技場につきましては、平成13年の新世紀・みやぎ国体のため、平成11年5月に開設され、施設の管理につきましては、管理委託契約により大和町体育施設指定管理者において行っているところです。県内で唯一の自転車競技場となりますことから、競技場や周辺の道路はもちろんのこと、それ以外の地区でも競技用自転車で走行されている方々をお見受けするところです。

また、国家戦略特区制度につきましては、「世界で一番ビジネスをしやすい環境」をつくることを目的に、地域や分野を限定して、大胆な規制・制度の緩和や税制

面の優遇を行う規制改革制度となっており、全国で13区域、県内では仙台市が指定されているところです。

1 要旨目の「自転車競技における全国規模の大会は何種あるのか。道路を利用するものと競技場内でのものを大会別に示せ。」についてであります。

自転車競技におけます全国規模の大会につきましては、確認できるもので53の大会となっており、日本自転車競技連盟や日本学生自転車競技連盟などにより開催されております。

道路を利用いたしますロードレースの大会は、「全日本自転車競技選手権大会（ロード・レース）」、「全日本学生選手権個人ロードレース大会」、「チャレンジサイクルロードレース」、「全国高等学校総合体育大会自転車競技大会（ロード）」、「ツアー・オブ・ジャパン」、「全国都道府県対抗自転車競技大会」など35の大会があり、競技場で行われますトラックレースの大会につきましては、「全日本自転車競技選手権大会（トラック・パラサイクル）」、「全日本プロ選手権自転車競技大会」、「全日本学生選手権トラック自転車競技大会」、「ジャパントラックカップ」、「全国高等学校選抜自転車競技大会（トラック）」など18の大会となっております。なお、ロードレースとトラックレースの両方を行う大会も多くあるところです。

2 要旨目の「大和町総合運動公園内の自転車競技場の利用状況及び公式的な大会の開催状況は。また、同競技場をプロ選手がどのくらい利用しているのか。」についてであります。

大和町総合運動公園内にあります宮城県自転車競技場の利用状況につきましては、令和元年度で4,625人、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により2,266人、令和3年度が3,191人、令和4年度は3,899人の利用となっております。

大会の開催につきましては、令和4年度は東北大会として「第54回東北高等学校対抗自転車競技選手権大会」、県大会としては「第71回宮城県総合体育大会自転車競技大会」、「第48回宮城県高等学校自転車競技新人大会」などが開催されております。なお、今までに全国規模になります「全日本自転車競技選手権大会」が5回開催されました。また、平成30年度東北総合体育大会では南川ダムから大森山を回るコースでロード競技も開催されたところでもあります。

施設の利用につきましては、自転車競技専用施設であり、利用者の安全確保のため、自転車競技連盟の所属者・競技登録者、日本競輪選手会の所属者、高体連自転車競技専門部に属する学校で競技する者など、プロの選手や学校の部活動での利用が主なものになります。

令和4年度の貸切利用を除いた個人利用での数値になりますが、個人利用2,213人中、プロ選手利用は1,317人と、全体の59.5%になっているところです。

3 要旨目の「近年、林道新設や整備が実施されている。指定を受け県道、町道の更なる拡幅整備と我が町の自然を生かしたスポーツ振興地にすべきと思うが。」でございませう。

町の自転車を活用した事業といたしましては、毎年6月に自転車競技場を会場に、宮城県自転車競技連盟等との共催により「大和町サイクルフェスティバル」を開催しているところです。タイムトライアルや競輪選手によるデモンストレーション走行、おもしろ自転車の試乗など、フェスティバルには家族連れも多く参加され、普段走る機会がない自転車競技場と自転車を身近に感じてもらう場となっております。また、七ツ森湖畔の自然を自転車で自由に楽しむことができるよう、大和町レンタサイクル「サブちゃり」を開始したところでもあります。

現時点では、国家戦略特区制度を活用した新たな取組は、ハードルが高い部分もあり難しいと考えておりますが、現在行っておりますサイクルフェスティバルやサブちゃりの事業の継続・事業のさらなる充実に努めながら、今後、大和町の自然を生かした新たなスポーツ振興の取組についても研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

大変長い答弁になってしましまして、申し訳ございませんでした。こんなに多くの大会がされているんだと、改めて感じております。

それで、お聞きしたいのは、一つは、自転車競技場が、国体のときですよ、ここで一所懸命、大和町は自転車ということで、町を挙げて、地区を挙げて歓迎しながらやってきました。それで、自転車のある程度の監督資格をとった方もおいででございます。

それで、今まで管理委託をしております、県から大和町に委託され、管理者になってもらって、さらに委託しているということで、ちょっと決算を見ましたら937万4,000円かな。このまま県からいただいて、そのまま委託業者にやっているのか。それとも、町でいろいろ中に入っているんで、町は交付金として何ぼか残るのか。そこ

ら辺を聞きたいと思います。

さらに、大会についていろいろ並べていただきましたんですけれども、まず今現在、この町道吉田を含めまして、いろいろな方が自転車に乗っております。実際何名乗っているか分かりませんが、土曜か日曜日になると、10台ぐらいで列を組んで、3組か4組、走っております。それは町長御存じでしょうか。

その2点についてお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、競技場の管理につきましてでございますが、県から町が委託を受けてということでございますが、補助金と申しますか、委託料につきましては、そのまま競技場の運営に充ててもらおうように、全額いっております。

それから、町道でそういったサイクル、サイクリングの練習と申しますか、レジャーと申しますか、やっておるのは当然知っております。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

町長も道路走っているのは実際見ているということでございますので、大和町の中でも結構年にとって、我々の年代よりちょっと若いのかな。一所懸命遠くまで1時間も2時間も走っているということで、それでなかなか自転車道路を整備するというのは難しいと思います。

それで、まず国家戦略というのはそこで出て、ある町民からこう言われて、ははあと、こういうものがあるんだという感じでおります。

例えば、私知っている限りでは、仙台市は、最近の話になるんですけれども、遠野あたりでどぶろくの特区をとったと申して、こういう話も聞いてございます。それでは、どうしても町、大和町は今地方税が不交付ということも考えれば、特区をとれば、速やかに道路ができて、すばらしい自転車道路ができるんじゃないかと、私の考えでこういう提案をさせていただいております。そういうことを含めまして、全国的

な規模が大分あるということで、ところで、いろいろな日本自転車連盟とか、学生連盟とか大会、先ほど報告いたしました。世界大会というのは日本でやられているのか。ここでは、世界大会というのは、実際大和町でやったということはないんですよね。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

特区につきましては、先ほど言いました、そういったいろいろ制度上の制約といえますか、そういったこともあるということで、それ以外の制度とかそういったこともありますので、補助とかそういうのをやるときには当然、いろいろなものを考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、世界の競技場、世界の大会といえますか、それについては、ここでやっていることは、ツールド東北とかああいうのはまた別ですので、対象でやっているということは、競技場を使ってやったということはありません。世界に関してはです。

議 長 （高平聡雄君）
佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

こんなに多くの大会がその競技場でもされているってということでありますので、それで聞きたいのは、大和町長が何か宮城県の自転車連盟の協議会の会長をなさっているって話は聞いておりますけれども、町長、何回というか、町長は実際に行って、大会の何かを見たというのは、ここの中ではあるのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

連盟の会長につきましては、現在といえますか、施設があるところの長ということで、委託といえますか、されております。

大会とかそういったものにつきましては、ここである場合には、開会式等々には必ず参加をして、いろいろ、競技をずっと見ているというわけではございませんけれども、そういった、必要なときには行って観戦とか、あと応援とか、あるいは歓迎とか、そういったことをしております。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

1 要旨目は、大会についての質問でありましたので、終わりたいと思います。

2 要旨目でございます。

実際競技場には幾らぐらいの人が来ているのかということで、なかなかこういうのを聞く機会がなかったものですからお聞きしたわけでございます。令和元年には4,625人の人が競技場に来ていらっしゃるということでございますので、利用はされているんだという感じしております。そういうことからして、そのほかにこのロードレースの報告がありました。5回、全日本選手権大会の5回があつて、平成30年東北総合体育大会では南川ダムから大森山を回るコースで、ロード競技が開催されたこともありますということがありますので、この大会は東北総合体育館、今東北大会、高校生じゃなくて全国の大会だったのかな、そこら辺を聞きながら、実際開催を見て、我々ちょっと見なかったんですけれども、見た方、そしてまた役場の誰かが参加されてあれば、この大会はどういうのだったのかというのを聞きたいというのが一つあったんですけれども、町長は分かっているのでしょうか。分からなければ分からないで構いませんけれども。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このロードレースにつきましては、そのとおり南川ダム、大森山、あの周辺をロードレースとしてやったものでございます。

選手としての地元から出場ということはなかったと思いますが、審判団とかそういった形で、ボランティア的に応援・支援ということと、あと役場でもそういった応

援といえますか、専門的な部分でない部分での応援とかやっていたというふうに思っています。

こういったときには、よくスターターとかやったりしたりするものですから、このときだったかどうかは分かりませんが、この大会だったかどうかちょっとあれですけども、私もスターターは何度かやって、参加といえますか、そういったこと、会長の立場でもありますので、また地元としての歓迎の意味も含めて、私も、あと職員も、町民の方にも応援をもらいながらやった経緯がございます。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

記憶にあるようでございますので、安心をいたしました。

それで、ここに、プロの選手って何人ぐらいいるのかって、練習されているかというの、今これここで報告をいただいておりますけれども、60%程度の人があそこで、競技場で練習されているっていうことであります。実際プロ選手のお話を聞いたかったんですけども、ちょっと時間なかったんですけども、練習されて、賞金稼ぎとかいろいろやっていると思います。

それで、このプロの選手の方々に、大和町に住んでいる方っていうのが実際にいるかどうか、把握していればお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

競技場がここにしかないものですから、宮城県のいわゆるプロの方につきましては、全員がここで練習をする、ロード以外です。ということが基本だというふうに思っています。

先ほど50%ということですが、これ全体使っている中で半分の方がプロの方、あと半分の方がアマチュアですけども、大学とか高校とかそういったところでやっている方。

あの競技場につきましては、素人の方につきましては、あそこの円錐形の部分で

は競技をさせないといいますか、危険でございますので。だから、サイクルフェスティバルのときにも、そういった方につきましては、下のアンツーカーの部分を走ってもらって、あの斜めの部分といいますか、あそこについては、利用は、プロの方以外はできないということです。そういうのがあったので、競技をやっている方につきましては競技場、競技の練習する場合には、あそこに宮城県の方が全部おいでになっているということになります。プロの方も含めてです。

それから、地元の方ということですが、以前はいた方、やっていた方も聞いておったんですが、あとOBの方とか、そういった方は聞いております。現役の方は最近ちょっと聞いていないような気がするんですけども。

議長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

なかなか現役の方とお会いしたいというのも難しいのかと思っております。

この間、大和町のインターのところにありますよね、あれは競技の、なんていうのか、あれが来なくなってしまったっていうことは、だんだん薄れてきているのかという感じでおりますけれども、あそこの利用も今後はあるでしょうけれども、話がずれますのでやめますけれども、ああいう施設を含めまして、結構プロの人が、プロ選手の中で一番多いのがなにか自転車の人だって聞いております。この練習に来ている人から見ると、結構プロの人がいるんだっていうことであります。

ぜひ大和町、自転車もう少しいろいろな面で、私たちも含めまして、何か見守りたいという感じで今おります。ぜひ大会がある都度、知らせていただければと。ちょっと、10分ぐらい見に行ける可能性もありますので、ひとつそこら辺をお願いしたいと思います。

最後になりましたんですけども、どうしても、なんでこの国家戦略特区制度をやってほしいかというのは、世界的な大会やるのは非常にやりやすいし、そしてまた認可、交通の面も含めまして、許可がすごくとりやすいという話を聞いております。そして、またハードルが高いのは事実分かっております。ただ、今からこういう形に慣れていくっていうか、ハードルの高いものについては、みんなで勉強し合ってやっていけばという感じでおりますので、ぜひ特区、何か、自転車を含めまして、世界大会をできるような施設ができればというのが私の一番の願いでありますけれども、ぜ

ひそういうことをつくっていただいて、にぎわいの吉岡、大和町をつくっていただきたい。これが本音でございますので、そこら辺を含めまして、町長に最後、答弁をいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自転車競技場というのが大和町に、宮城県では唯一でございますので、大会等につきましても、宮城県であればここでやってもらえるという形になります。これまでいろいろお知らせしたところもあったというふうに思いますが、なおそういったPR、不足している部分だとすれば、あったんだと思いますので、そういったものについては、町としても、競技連盟としましてもPRして、多くの方に来てもらいたいというのが皆さんの思いでございますので、そういったことはやっていきたいと、今もやっているんですが、なおやっていきたいと思います。

それから、施設の誘致とかって、世界的な大会ということでございますが、いろいろ世界の大会のロードレースとかになった場合には、ツールド何とかとか、ああいって自然を走る大会とかですが、いろいろなものがあるところでございます。その辺、どういったものがここにあるのかということもありますし、やる場合にはやはり道路の整備はもちろんでございますけれども、ほかのいろいろな環境整備ということも出てくるというふうに思っ、一概にトップクラスということには難しいというふうに思いますが、せっかく大和町にそういった競技場もあるものですので、これはなんとか活用していきたいというのが、これまでの思いでもあります。

ちょっと国体以来、自転車競技につきまして、少しあの当時とは熱の入りが、少し静かになってきているのかという思いもあります。コロナなんかもあることあるんでしょうけれども、そういったことで、そういった資源を生かしてのまちづくりというのは大切なことだと思いますので、そういったことについては、皆さんのご意見もいただきながら、どういったことがベストなのか、チャンスがあればしっかり取り組むという姿勢で臨んでいく必要が、姿勢が大切だと思っておりますので、そうやっていければというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

ぜひ、今から計画しても、実際実施されるのは何年後だか分かりませんが、今からいろいろな形で考えていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 (高平聡雄君)

以上で佐々木久夫君の一般質問を終わります。

6 番犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

9月定例会議、大トリを務めさせていただきます。2期、8年間、3回目の多分大トリだと思います。よろしく願いいたします。

初めに、東北初となる特定都市河川について。

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化に向けて、鳴瀬川水系吉田川等が東北初となる特定都市河川に指定されました。

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年7月18日に、国土交通省では、鳴瀬川水系吉田川等の計26河川を、宮城県では高城川水系高城川等の計10河川を特定都市河川に指定しました。

新聞などマスコミ報道しか分からないこの地域住民の方に対し、今後の方途をお伺いいたします。

- 1) 理解を深めるための説明会など開催をすべきでは。
- 2) 地域住民の声を反映させられるのでしょうか。
- 3) ほかの市町村との連携や協力はどのように行っていくのでしょうか。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは「東北初となる特定都市河川」についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和元年東日本台風や令和4年7月豪雨など、全国各地で水害が激甚

化・頻発化している状況となっており、河川の浸水被害対策を定めた「特定都市河川浸水被害対策法」について、ハード整備の加速化・充実化・治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業、地域住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めることができるように、令和3年に法の一部が改正されたものです。

このことを受けまして、令和5年7月18日に、国土交通大臣からは鳴瀬川水系吉田川流域の26河川を、また宮城県においては、高城川水系高城川流域の10河川について、東北では初めてとなる「特定都市河川」として指定されたものであります。

吉田川流域では、本町を含め関係10市町村にまたがり、流域面積は約350平方キロメートルとなっております。

特定都市河川は、今回の指定により、全国で16水系・207河川が指定されております。

1 要旨目の「説明会の開催」のご質問についてでございますが、今回の指定を受けたことに伴いまして、河川の河道掘削や遊水地等のハード整備が加速化する一方で、特定都市河川流域内で、事業規模が1,000平方メートル以上の田畑や原野を宅地や舗装された道路にする場合等の、いわゆる雨水浸透阻害行為を行う際には、流出抑制のための措置を講じなければならないことから、個人や事業者様への説明は必要であると認識しております。

町といたしましては、本件に関して国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所等と調整を重ねまして、7月18日の指定に際し、メディアへのニュースリリース、県政だより9月号や広報たいわ8月号への掲載、作成したチラシを8月区長配達で回覧、さらにはコンビニエンスストアに設置するなど、広く周知を図ったところでございます。

次に、2 要旨目の「地域住民の声を反映させられるか」のご質問についてお答えいたします。

特定都市河川の指定を受けて、令和5年8月10日に、国・県・流域市町村等で構成する「流域水害対策協議会」が設置されております。この協議会は、あらゆる関係者が協働して「地域を“みず”から守る」流域治水を実現し、安全・安心なまちづくりを推進していくというものでございます。

その中で、令和6年度末までの間に「流域水害対策計画（長期計画）」を策定する予定になっており、今後、計画素案が示された後に、住民説明会やパブリックコメント等の広聴機会を設ける予定になっております。

最後に、3要旨目の「他市町村との連携・協力はどのように行っていくのか」についてであります。

これまでも、「流域治水」につきましては、国土交通省のみならず、各自治体や関係者が協力し様々な視点で取組を行ってまいりました。

大和町内でも、吉田河床上浸水対策緊急特別事業、遊水地整備事業や、令和3年度からは多面的な機能を有する農地を活用した田んぼダム事業を展開してまいりました。

特定都市河川指定に至るまでには、関係自治体等で設立した「吉田川流域治水部会」にて、流域治水に対する勉強会や特定都市河川制度を活用した取組等について、国を中心に実施してきたものであります。

また、令和5年2月には、黒川地域4市町村の担当者による特定都市河川についての勉強会も開催し、情報共有も図ってきたところであります。

以上です。

議長（高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

まずは、この吉田川の流域治水の許可に向けての、東北初の特定都市河川の指定は本当に、大変におめでとうございます。ご尽力に対しまして、町長はじめ担当課の皆様、本当にご尽力に対しまして心から感謝を申し上げますところでございます。町長におきましては、有終の美を飾られての、今議会をもつての御勇退、本当にお疲れさまでございました。

特定都市河川について、全員協議会で制度の概要を説明していただきましたが、県政だより、これも拝見させていただきました。県政だより、あと広報たいわなどへの掲載で広く周知を図っていただいたということで、その上で概要の説明を全員協議会でしていただきましたが、ちょっと何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、特定都市河川の資料の、全員協議会のもありますが、この特定都市河川の考えなんです、特定都市河川に指定することで河川整備を加速できるということと、あと水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算、新たな予算と、また税制等も活用し、地域を自ら守る流域治水を推進していきますというご説明はありましたが、この法律の枠組みに入ったので、予算がつきやすくなると捉えて、

考えてよいのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

予算がつきやすいという言い方はどうなのか。

これまでですと、例えば河川1本、吉田川だったら吉田川についての河川の整備ということになってまいります、今回流域指定ということになっておりますので、その流域全体という形になってまいります。

したがって、例えば今ですと何か事故、災害とかあって、その場所だけをやってきたとかそういったものについて、今後そういったことのもも鑑みて、もう少し幅広く整備の場所を広めるとか、例えば、今ですと災害に遭った場所がどちらかというとその対象になってきていると思われそうですが、そういうことではなくて、もっと広い面で見るとの対策とか、対応とか、そういったことが考えられるということ。あるいは遊水地とかそういったものについても、これまでの状況があるわけですので、今後の、先を見た中での遊水地の整備とか、そういったものについての理解を得やすくなるというのですか、予算づけの、そういった部分もあると思います。

ですから、なったからどどんついてくるとかそういうものではなくて、後ほど計画の話がありましたけれども、全体の計画の中で、その計画、地域全体を安全な地域にしていこうということの計画ですので、そういった部分で、何かあったからではなくて、そうではなくてもやっていきたいと思いますか、そういった考え、予算づけの理由といいますか、そういったものについては進むといいますか、今までと違った考え方で予算づけが出てくるというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

先ほどの答弁の中に、事業規模が1,000平方メートル以上の田畑や原野を宅地や舗装された場合に、流出抑制のための措置をしなければならないというご説明、答弁がありました、この1,000平方メートル以上、都市部の内水氾濫、大和町内でも一部

の町の中で、水が飲み込めなくて、排水氾濫が出ている状況もあると聞いています。

大雨の際に雨水、浸透しやすいように、雨水が浸透しやすいように舗装、今後、この対策に、流出抑制のための対策に浸透しやすい舗装、また雨水タンク等を設置すれば内水氾濫も防げると考えます。

本町で行っている、先ほどの答弁の中にもありましたが、田んぼダムなどとともに、この水害リスク削減に1,000平方メートル以上の対策の好事例の中に、田んぼダムとともに水害リスク削減に期待するものでありますが、町長のお考えをさらにお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

1,000平方メートル以上の田畑と原野を宅地にする場合ということでありました。この辺につきましては、非常に難しいところがあります。我々もその辺について、この特定河川になる際の疑問点といいますか、要するに、それを開発することによって、そういう開発者に対してはそういった費用の負担、そういったものがプラスになってくるところです。そういうことで、そういったこともありますので、そうだったらやめちゃうよということも全くないわけではないという部分もあったりして、そういうときの対応とかっていうものについて、いろいろ国とかにお話を今していますし、聞いているところでございます。

制度としては、こちらの、そういった形で、治水対策には大変結構なことだと思います。田んぼダムもちろん、皆さんにご協力ももらってやっておりますし、それは大変結構なんですけど、一方で、そういった開発をする部分についての一つの金銭的な負担とか、そういったものも出てくるということも考えられますので、これはあくまで田んぼとか原野とか、そういうのを宅地にする場合という限定はあるわけです。そういったこともありますので、そういったものについての、さっきあった説明とか、そういったことは、丁寧にしていかなければいけない部分であるというふうには認識しております。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

2 要旨目の、地域住民の声を反映させるのかという質問に移らせていただきます。

地元の高田の河川愛護の人達からの声であります、左岸の、川の内側を、草刈りを先日していました。河川改修してから初めて河川の草刈りをしたので、木が草刈り機械では刈れないくらい太くなっていて、ノコギリで切るようになってしまったそうであります。

同僚議員の一般質問でも、地域の草刈りの件の話が出ておりましたが、高田でもやはり60代、70代の人たちが猛暑の中、草刈りをしていただきました。高田中央橋から綱木橋まで、約20人で、左岸の堤防の内側だけで2時間ぐらいかかったそうであります。

大木になってからの除草作業は手に負えなくなってしまいますので、この高田中央橋から綱木橋までのこの川の堤防の内側はボランティアの人たちが行っていただきましたが、堤防の外側は手がついていない状態なんであります。草丈がかなり高くなってきてしまって、あとツタが管理道路を塞いでしまっているところ、あと草が両方から覆いかぶさって歩けなくなっているところもあります。いざ災害になって、管理道路を、車を通ろうと思っても、草が覆いかぶさって、既に草、車は通れない状況になっております。左岸だけしておりますので、右岸は当然手がつけられていないので、両方から覆いかぶさって通れない状況になっているのですが、町ではこの状況を把握しているのかお聞きしたいと思います、この辺はいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今のお話は、河川の除草関係ということだと思います。

河川愛護のほうで、これまで高田地区では工事やったものですから、確かに2年、3年ぐらいですか、お休みをいただいて、今年度からまた開発再開になったというふうに思っています。

その状況については、担当の課長からお話しします。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

それでは、犬飼議員のご質問にお答えいたします。

河川愛護の関係、今町長がお話ししたとおり、高田地区につきまして、工事中についてはやって、やらなくて、今年度、令和5年度から、工事が終了したということで、本年度やっていただくような形になりました。

一般質問でも出た高齢者とかというのは、やはり機械とかで用意していますので、今後、高田地区についても、例えばそういった声があれば、今年作業もやっていただいたので、そういった機械が使えるような場所あれば、河川愛護のほうでやっていただきながら、町のほうでもそういった機械とかの利用、また吉田川の当該場所は、宮城県の河川の管理のエリアですので、県のほうの機械のほうもありますので、そういったことの調整しながら対応したいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

中洲もあつという間にできてしまって、草丈が伸びてしまってきている状況であります。ぜひ、この通告にあります、この地域住民の声を反映させられるのかですが、このような現状を協議会の席上で伝えていただくのか、それともこの町として県と協議しながら行うのか、その辺をちょっと、私のほうではちょっと定かではありませんが、町民の声がぜひ届いて、通りやすいような、また景観のよい吉田川を保っていただくことが、同時にこの災害に強い大和町を築くことになると思いますが、この辺はいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今議員お話のような件につきましては、今回の特定河川ということは、こちらに

おいても通常の管理という中で必要なことですので、それにつきましては当然、そういったお声があれば町のほうに言っていただいて結構ですし、それを県でやるか、町がやるか、そういったことについてはそれから考えるところでございますけれども、そういったものにつきましては、どんどん、これがあるからとかないとかではなく、遠慮なく町のほうに言っていただいて、安全な河川管理、町のほうでもやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

3要旨目の他市町村との連携でございますが、鳴瀬川水系吉田川のハード、ソフト面が一体となった流域治水対策であります。大雨のときは、今までは、吉田川のどこかが決壊すれば、決壊したり越流したりすれば、ほかのところは災害が免れるといったことがありました。流域が一体となって治水対策に取り組めるようになったということは、本当に喜ばしいことだと思います。他市町村との連携を強化して、次にバトンタッチをしていただく町長にもしっかりと水害対策、また流域の治水対策に取り組んでいただきますよう、この引継ぎをしていただきたいと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでも連携をしてきた中でやってきております。どこが被害に遭うかというのは、またこれは別問題だというふうに思っております。そういったことがないように、またそういったことがあった場合に、お互いに助け合うようにというような連携はこれまでもやってきておりますので、こういったことについては、今度流域治水という形で、吉田川だけではなくて、関連する支川も入ってきますので、そういった連携はこれからも、これまで以上にしっかりとった中でやっていくことが大事だというふうに思っております。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

景観のよい、散歩のできる吉田川として生きるようにご期待を申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

学校及び避難所の防災機能についてであります。

文部科学省は7月12日、災害時の避難所に指定されている全国の公立学校の防災機能に関する調査結果を発表しました。

昨年の12月時点で、避難所向けに冷房機器を備えている学校は64.9%であり、暖房は79.3%でありました。近年、全国的に猛暑が厳しくなっており、文科省は冷房機器も含め、学校施設の防災機能を各自自治体に求めています。さらに本町は、廃校になった学校施設も避難所になっております。

以下の点について、避難所の防災機能の向上を図るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

- 1) 本町における避難所の冷・暖房の設置率は。
- 2) 近年の猛暑で避難所に冷房機器は必須と考えますが。

議 長 (高平聡雄君)
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは「学校及び避難所の防災機能について」のご質問にお答えいたします。

初めに、大和町地域防災計画では、20か所を指定避難所として指定しておりますが、このうち小中学校、これは難波校舎も含みますが、の学校施設は9か所で、有事の際は、その状況を踏まえ災害対策本部で協議し、避難所開設の有無と場所を決定することとしております。

1 要旨目の「避難所の冷・暖房の設置率」のご質問にお答えをします。

昨今の災害時の避難所の開設実績といたしましては、平成23年の東日本大震災では、宮床小学校体育館及び小野小学校が、5日から6日間、町の設置避難所として開設いたしました。

平成27年9月関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風では、町内の小中学校を避

難所として開設はしませんでした。

避難所の開設に当たりましては、まほろばホール、ふれあいの杜、これは南部コミュニティセンターでございますが、及び鶴巣防災センター等の冷暖房の空調設備が整備された避難所の開設を基本として、次にジェットヒーターや大型扇風機等を整備している教育ふれあいセンターの体育館を避難所としているところでございます。

学校施設につきましては、多くの児童生徒が集う学び舎であるため、様々なリスク管理を考慮した場合、避難所として不特定多数の方々を収容することは、緊急性等を伴う場合や最終的な手段と考えております。

今後は、地球温暖化による異常気象、猛暑や厳寒等を想定し、避難所を開設する場合は、空調の有無等も念頭に置いてまいりたいと考えております。

本年7月12日に内閣府から通知がございました「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」では、全国の指定避難所の災害時における利用可能な防災機能設備等の確保状況は、冷房機器が63.0%、暖房機器が74.9%という状況でございます。議員のご質問にあります公立学校の冷暖房機能割合と同じような数値であり、全国の公立学校が避難所の役割を担っていることが伺える数値となっております。

また、本町の避難所の冷暖房の設置状況は、冷房機器が50.0%、これは20か所中10か所です。冷暖房機器が100%という状況でございます。

次に、2要旨目のご質問についてお答えをします。

各小中学校の普通教室や職員室及び特別支援教室等へは空調設備を整備しておりますが、特別教室の一部及び体育館には空調設備を設置しておりません。しかし、万が一、町内の各小中学校が避難所となった場合は、各小中学校の体育館が想定されるものであり、各小中学校にございますジェットヒーター、スポットクーラーや新型コロナウイルスワクチン集団接種会場で整備した空調設備等を設置して、事業者様の協力を得ながら対応を行いたいと考えております。

以上です。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後2時15分とします。

午後2時03分 休憩

午後2時13分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

犬飼克子さん。

6番（犬飼克子君）

避難所の防災機能についての再質問をさせていただきます。

今年の7月12日に内閣府から通知があつて、指定避難所における防災機能、設備等の強化の推進についてということで、本町では、暖房機器は100%であります、冷房機器は50%、半分ということで、やはり近年の猛暑、今日は涼しくなっておりますが、ずっと6月から、つい昨日までも本当に猛暑でありました。

1要旨目と2要旨目、ちょっと行き来するかもしれませんが、よろしくお願ひします。

宮城県内のこの熱中症による7月の救急搬送は874人だったそうであります。8月の救急搬送894人で、この発生場所なんです、仕事場、外の仕事場での道路工事の方は122人だったそうであります。同じ仕事場の田畑、森林、海、川等が11人、教育機関の中で、幼稚園とか保育所、小中高等学校で23人、あと公衆出入り場所の屋内の劇場で、コンサート会場とか百貨店などで77人、公衆出入り場所の屋外の競技場、野外コンサート会場では99人、道路などでの救急搬送は104人、住居では断トツで428人搬送されているそうであります。敷地内も含めての住居での搬送であるそうですが、やはり家の中での搬送が一番多くなっているそうであります。

最高気温が30度を超える真夏日は、8月31日時点で50日、最多だった2010年の48日を超えて、もう過去最多になっているこの状況であります。気象庁は、この東北の向こう1か月の天候の見通しについて、9月上旬まで30度を超える暑さが続き、平年より高くなる見込みと言われております。やはり県では小まめな水分補給に加えて、我慢をしないでエアコンを利用するよう呼びかけておりますが、9月3日の、昨日の町民運動会も暑さのために中止になった状況であります。このような猛暑の中で災害が発生したとき、避難所の冷房機器がないと、災害に災害が重なってしまうことが予想されてしまうと思います。スポットクーラーなどを活用して、また新型コロナウイルスワクチン接種会場で整備した空調整備等を設置し、事業者様の協力を得ながら対応

を行いたいというご答弁でありましたが、このスポットクーラーはどれぐらい準備できるのかお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このスポットクーラーにつきましては、常に準備しているものを借りるものではなくて、結局リースとかそういった形になってくるものですから、そのときの状況ということにはなってくると思います。

ですから、数についてはちょっと、このぐらいということは今はっきり、明確には申し上げられません。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

リースであれば、万が一の災害のときに、どれぐらいの大きい災害になるかもちょっとあれなんですけれども、借りられるかもしれないということでもよろしかったと思います。

今やこの気候変動、異常気象で、特に台風が、9号、10号、11号、あと今12号が発生して、トリプル台風などが発生している状況であります。こちらのほうまではたまたま来なかったんですけれども、どんな災害が起こらない、この気候変動であります。暖房は100%対応できるということではありますが、50%の冷房の設置率、事業者との協力を得ながら対応していきたいという答弁でありましたが、気象庁の9月1日発表の、日本の6月から8月の平均気温が観測史上最高になったと発表されました。北海道が平年差プラス3度、東北がプラス2.9度、1946年の統計開始以来の最高記録だったそうであります。避難所の冷房と、また学校の体育館の冷房対策、学校が始まっておりますが、本当に学校でも万が一の、先ほどの答弁の中に、学校施設については最終的な手段、避難所として活用するのは最終的な手段と考えているという答弁でありましたが、やはりこの学校の体育館の冷房対策、これはどのように町として考えるかお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

最終的な手段ということにつきましては、避難所として学校を活用した場合に、学校の生徒たちの授業の問題とか、そういったことがあるので、できれば学校は避けたいと。それで、ほかの避難所のほうでやることによって、生徒たちの学業といたしますか、そういったものも守れるということと考えております。

そういったもの全部がいっぱいになってしまったときとか、そういったことについては、最終的という言い方になりますけれども、そういうことでの考え方でございます。

今、気候のことをおっしゃいました。このことについては、確かに今年異常だ、気候だというふうに思っております。これが来年もずっと続くものかどうかという、いろいろな臆測といたしますか、予想がなされているところでございます。この暑くなった、温暖化という事実については、間違いなく上がっているんだろうということはあるわけですが、その辺の気候については、来年も再来年もこうなるという保証があるわけではないというような状況もあるというふうに思っています。

そうやってきた場合には、その避難所だけではなくて、全ての施設について、そういった考え方をいろいろ考えていかなければいけない状況にもなってまいるといふふうに思います。ですから、避難所をやらなくていいということではないんですけれども、気候の温暖化というものにつきましては、そういったことも踏まえながら考えていく必要があるのではないかと。

今年はたまたまであれば大変いいんですけれども、そういう年であるんだったら今年だけで済むんですけれども、そうでもないということもあるとすれば、ちょっと考えていかなければいけない。繰り返しになりますけれども、避難所のみならず、ほかの施設についても、そういった対応というものを、この国、日本というか、世界で考えていくって形になるのですか。そういうような状況になってくるのではないかといいうふうな思いがございます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

本当に風水害も災害ですけれども、本当にこの暑さも災害級の暑さだということで、本当に、ぜひ前向きに子供たちの、また避難所としての冷房機器の設置に関しても検討していただければいいかという思いで今回質問をさせていただきました。

3件目の質問に移らせていただきます。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて。

我が国の認知症高齢者の数は、2年後の2025年に約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気であります。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が必要であります。認知症で道に迷い保護されたときに、衣服や持ち物に張り付けた専用のQRコードシールを身元確認に活用している自治体が増えております。

住み慣れた地域で暮らし続けるためのサポートとして、以下の点についてお伺いたします。

1) 認知症高齢者が徘徊したときの身元確認に2次元コード、QRコードシールを活用しては。

2) 小中学生の認知症サポーター養成講座を開催しては。

3) 町内の事業者でサポーター養成講座受講後、認知症の方をサポートするサポーター店ステッカーを掲示しては、です。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて」に関するご質問についてお答えをいたします。

認知症の方への見守りにつきましては、家族が事前に警察へ登録することで、不明者の相談や届出が来た際に、警察から黒川管内の役所・タクシー・バス・病院など高齢者に関係する部署に連絡し、早期の発見を目指すSOSネットワークシステムがあります。また、毎年講座を行い養成しております認知症サポーターを対象としたフォ

ローアップ研修やサポーター同士での交流・情報交換を行う場としての座談会を開催しており、地域の身近な方々による見守りを強化することで、認知症の方やそのご家族が安心して生活できる地域を目指しております。

1 要旨目の、身元確認のための2次元コードにつきましては、民間会社によるスマートフォンを活用したシステムであり、認知症高齢者の情報を登録したQRコードを読み取りすることにより、家族やコールセンター等に連絡が行く仕組みとなっております。

民間会社により若干仕組みは異なるかと思いますが、認知症の方の衣服等に張り付けたQRコードを読み取っても、個人情報は見つけてくれた方にはわからないように工夫されており、県内で始められた他市町の事例もありますことから、今後研究し、検討してまいりたいと考えております。

2 要旨目の子供向け認知症サポーター養成講座の実施につきましては、令和3年度、令和4年度と、小学生向けの福祉教育プログラムに含められる方法など、町の教育委員会とともに実現に向けた検討を行ってきている状況であります。認知症は今後ますます身近なこととなってまいりますが、地域住民全体が認知症を正しく理解することで、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指し、今後も実施に向け、関係機関と協議して進めてまいります。

3 要旨目の、認知症サポーター養成講座につきましては、毎年個人向けに開催しており、受講後はオレンジリングを交付しております。令和3年度からは、町内の事業所に出向き、養成講座開催の周知を図っておりましたが、新型コロナ発生以降、事業者からの講座依頼は来ていない状況であります。

今後も住民向けの講座の周知と合わせて、企業・金融機関等への周知を継続し、事業者の受講を促すとともに、全国キャラバン・メイト連絡協議会で作成しておりますサポーター店ステッカーを活用するなどを検討してまいります。

以上です。

議長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6番 (犬飼克子君)
大和町の地域別の高齢化率を調べてきました。

大和町の高齢化率は23.6%で、65歳以上は6,618人、吉岡が18.4%の高齢化率、宮床が18.8%の高齢化率で、吉田、鶴巣、落合はもう40%超えて、吉田は44.9%、もう約2人に1人が高齢化になりつつあります。

9月2日に、先週の土曜日、昨日、おとといに、認知症サポーターの養成講座を受講してきたんですけども、NHKの認知症キャンペーンから、認知症ご本人の声でという資料をいただいたんですが、徘徊という言葉、私もちょうと通告に使ってしまいましたが、徘徊ではないそうなんです。認知症ご本人の声で、徘徊ではない。目的があって歩いている。目的を持って歩いていたのにふらふらしている、徘徊と言われたら悲しい。行きたいところに行けないのは悲しい。鍵をかけて閉じ込められるのはもっと悲しい。行きたいところに、今までどおり自由に出かけられて、もし道に迷ったときはそっと手助けしてほしいという、この認知症のご本人の声であります。

今までどおりにやはり生活を送るためにも、認知症になっても、一人一人の尊厳を保っていくためにも、迷子になったとき、このQRコードをつけて、日頃から身につけている靴とか服とか帽子とかにQRコード、シールを貼って、また身につけたりして、身につけていけば早期に身元が判明すると思いますが、ご答弁の中に、県内で始められた他市町の事例もありますことから、今後研究し検討してまいりたいと考えます。前向きにするのかどうなのかちょっと微妙ではありますが、ぜひ前向きにこのシールを活用することを考えていただきたいと思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

前向きとかっていう、はっきりしないと思うんですけども、今町のほうでSOSネットワークというのをやっております。

方法、いろいろあるんだと思います。要するに、そのQRコードなのか、こういうものをつければ個人情報が出るということでQRコードだと思うんですけども、そういったこといろいろあると思いますので、どういった方法が一番その個人の気持ちを尊重した形でやれるのか、そういったことについていろいろ、さっき言いましたけれども、研究・検討してまいりたいと思います。

県内で始めた他の事例でも、課題もあるのかもしれませんが、そういったこともあると思いますので、いろいろ事例を考えながらやっていきたいと。

この間講演がございました、アルツハイマーの方の。私もあれ聞いておりますけれども、やはりそういった方の考え方というのを聞かされて、なるほどというか、大変失礼なんですけど、そういった部分があるのは事実でございます。そういったこともしっかりと考えながら対応していくことが大切だというふうに思います。

議長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

塩竈市では、令和元年から、塩竈市認知症高齢者等見守りQRコードシール活用事業を始めております。また、高知県の南国市でも、QRコードを活用した見守りシールを導入したそうであります。

南国市では、介護事業所に、認知症などによって行方が分からなくなったときの早期対応の対策を聞いたところ、位置情報を取得できるGPS、通信端末の使用が有効とした事業所が多かったそうではありますが、これは通信費などのコスト面や、本人が端末を持ち忘れる可能性があることから、利用しやすいQRコードを採用した、このシールの印刷の費用として35万円を計上したそうであります。

このシールは、介護保険適用を受けた市内の在住者で、医師から若年性を含む認知症の診断を、認知症の診断を受けた人に、1人当たり20枚を無償で配付するそうあります。洗濯をしてもはがれにくいと、洋服にも張りつけられるそうあります。ぜひ、早期に実現をしていただいて、認知症の方の対策に使っていただければいいのではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

具体的にいろいろ事例もお話しいただきました。

繰り返しになりますけれども、そういうことも含めて、どれがいい、どういったことがベストなのか、そういったことをいろいろやっていきたい、研究しながら、一番いい方法を考えていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

2 要旨目の小中学校の養成講座に入らせていただきますが、吉岡、鶴巢、落合は高齢化率が高いので、吉岡や宮床よりもこの認知症になる方が多いのではないかと考えます。

吉岡南や杜の丘では、若い世代が住んでいるので高齢化率は低いですが、昔からの吉岡の町内や、もみじヶ丘などでは、高齢化率が高くなってきているとお聞きします。小中学生の生徒が、認知症の方が道に迷っているときに、養成講座を受けていれば、困っている人にも勇気を持って声をかけてあげられると思います。

令和3年度と令和4年度、小学生向けの福祉プログラムにも含まれる、町教育委員会とともに実現に向けた検討を行ってきている状況だとご答弁にありましたが、ぜひ実現を、この認知症のサポート講座を小中学生向けにしていくことが大事と考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

地区によって高齢化率が違うというものにつきましては、これは人的な、年齢構成とかそういうのがあるわけで、発症率が高いとか低いとかってということとはまた違うというふうに思います。

それから、今申し上げたとおり、前の答弁と重なるんですが、そういったことも含めて今検討してやる方向に今行っているということですので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

ぜひ、早急に、早期に実現をしていただきたいと思います。

3 要旨目の、認知症の方をサポートするサポーター店ステッカーを掲示しては、に入らせていただきますが、先ほど塩竈市の例を、QRコードの例を挙げさせていただきましたが、やはりこの塩竈市では、事業者の方がサポーター養成講座受講後、受講証とサポーター店ステッカー、認知症サポーターカードをお渡しするようであります。郵便局、床屋、薬局、ガラス屋、洋服屋、寿司屋、ヨークベニマル、セブンイレブン、生命保険会社などなど、塩竈市では96の事業者がサポーター店の登録をされて、サポーター店のステッカーを貼られているようであります。塩竈市の面積は17.37平方キロメートルで、県内2番目に狭い町で、96もの事業所が協力していたら、認知症になっても安心して住みやすいまちだと思います。

本町でも活用するなどを検討していきたいというご答弁でありました。令和3年度から、町内の事業者に出向いて、養成講座開催の周知を図っていましたが、コロナになってしまったので講座依頼は来っていないという状況だというご答弁であります。ぜひ、また早急に、このサポーターステッカー、サポーター店ステッカーを活用できるように、この事業所の方々にサポートの養成講座を開催していただくようにしていただきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

議長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

この養成講座につきましては、これまでもやっておるところでございます。

事業所といった場合にイメージ、ちょっと大きいところのイメージがあるので事業所となってしまうしておりますが、これまでやってきた中でも、個人の事業者の方とか、そういった方も受けておられますので、そういった方、あとそういった、先ほどおっしゃった銀行とかスーパーとかそういったところには、まだそういった大口、大口っていうか、大きいところはまだないのですが、そういったところにも声掛けをして、意見を言って、それを受けてもらうようにというふうに思っております。

それから、ステッカーにつきましては、もう受けた方もいるわけですし、個人ですとオレンジのリングというのですか、ああいうのをやっているわけですが、そういったものに代わる、代わるものっていいですか、お店につけるイメージだと思います。子供のほうの110番のあれがあります。ああいう形だと思いますので、このキャラバンメイトのステッカーということもありますけれども、こういったことありましようし、あと独自でつくってもということもあると思いますので、そういったようなので、目印にするということは大変結構なことだと思いますので、それはもう受けた人のところに行って、これ貼ってくださいという形に持っていけるとと思いますので、そういったものについてはデザインとかそういったものを検討することということで、そういった貼ったり、貼るとかそういったことについては、担当課のほうでもいろいろ検討しておりますので、よろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
前向きなご答弁ととりまして、住みやすいまちづくりを築いていただくことを期待しまして、質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
以上で、犬飼勝子さんの一般質問を終わります。

日程第 3 「議案第60号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第61号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第62号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第63号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第64号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

日程第 8 「議案第65号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第 6 6 号 令和 5 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 1 0 「議案第 6 7 号 令和 5 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 1 1 「議案第 6 8 号 令和 5 年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」

日程第 1 2 「議案第 6 9 号 令和 5 年度大和町下水道事業会計補正予算」

日程第 1 3 「議案第 7 0 号 令和 5 年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 3、議案第 60 号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 13、議案第 70 号 令和 5 年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 60 号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正の趣旨につきましては、本年 5 月 11 日に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正法の施行に伴いまして、マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンで担うことが可能となっております。

今回の法改正を受けまして、コンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の交付を受ける際に用いるものとして、マイナンバーカード機能を搭載したスマートフォンを利用した申請方法について規定を加えるものでございます。

印鑑登録証の交付第 14 条第 3 項につきましては、コンビニエンスストアにあります多機能端末、いわゆるマルチコピー機を利用した印鑑登録証明書の交付について定めた条項であります。

これまでマイナンバーカードを用いた申請方法を規定しておりましたが、改正後の条例中の後段部分、または移動用端末設備を用いてと表記しておりますが、マイナン

バーカード機能を搭載したスマートフォンを用いた方法についても印鑑登録証明書の交付を受けることができるとし、新たに規定を加えるものであります。

そのほか、前段の最初の改正箇所であります、以下「公的個人認証法」というの部分につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の法律名が、今回新たに追加する後段の部分にも同様の法律が引用されるため、最初に表記される法律名の後に略称を追加するものでございます。

2つ目の改正箇所であります個人番号カード用の部分につきましては、これまで公的個人認証法で規定されていましたが利用者証、利用者証明電子証明書について、当該利用者のものであることを証明するための部分ですが、今回の法改正によりまして、マイナンバーカードに係る部分を個人番号カード用、スマートフォンに係る部分を移動端末設備用と、2種類となりましたことから、これまでの部分を明示するため、新たに個人番号カード用と追加するものでございます。

附則でございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

それでは、議案書2ページをお願いいたします。

議案第61号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例でございます。

大和町道路占用料等条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正の内容につきましては、令和4年12月に国土交通省より道路法施行令の一部を改正する法令が公布され、令和5年4月に道路法施行令の一部が改正されたことから、今回町の条例を改正するものでございます。

道路法施行令の一部改正につきましては、固定資産税評価額の評価替えなどを踏まえた道路占用料の額の改定であり、本条例の占用料等につきましても、道路法施行令に準拠し、本条例の別表について改めるものでございます。

新旧対照表を御覧願います。左側が改正後、右側が改正前となるものでございます。

別表の第2条関係についてであります。

占有物件に記載されております、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物から、議案書3ページ中段の同条第1項第3号及び第4号に掲げる施設まで、下線を引いた占有料の単価をそれぞれ改正するものでございます。

次に、その下段となります、同条第1項第5号に掲げる施設から、議案書7ページの道路法施行令第7条第13号に掲げる施設まで、下線を引いた箇所の占有料の単価及び占有料を算定する乗数を改定するものでございます。

附則でございます。

第1項の施行期日につきましては、令和5年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定につきましては、施行日後に徴収すべき占有料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占有料につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第62号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

大和町都市公園条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、公園の占有料の改定となります。

公園の占有料は、大和町道路占有料等条例及び大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に準じた金額としておりますことから、今回、道路占有料、行政財産の使用料と併せて改定するものでございます。

新旧対照表でございます。左側が改正後、右側が改正前となるものであります。

別表第5、第14条関係についてでございます。

占有区分に記載されてございます柱類の設置から、議案書9ページの工事用板囲等までの占有料は、大和町道路占有料等条例に定める額となっております。その下段となります協議会、展示会、博覧会などと、その下段の天体観測施設等については、道路占有料等条例中、道路法施行令第7条第4項及び第5号に準じて改正するもの、またその下段の地表に工作物を設置する場合、地下に工作物を設置する場合につきましては、大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例中、別表第8条関係区分、土地の地表に工作物を設置する場合、地下に工作物を設置する場合に準じて改正するものでございます。

表中、下線を引いた箇所の占有料を改定するものです。

附則としましては、第1項施行期日は令和5年10月1日から施行するもの、第2

項は、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定につきましては施行期日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料についてはなお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、議案書の10ページをお願いいたします。

議案第63号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

土地等の使用料につきましては、道路法施行令、道路占用料条例等に準じておりますが、今回、道路法施行例の改正に合わせて関係条例の改正もありますことから、本条例も併せて改正するものであります。

新旧対照表を御覧願います。左側が改正後、右側が改正前でございます。

条例第8条に定める使用料の改正を行うため別表を改めるもので、道路法施行令の改正に準じて、土地の使用料を改めるものであります。

地表に工作物を設置する場合の使用料を80円から70円に、地下に工作物を設置する場合は150円から140円に改めるものであります。

附則といたしまして、第1項は、施行期日を令和5年10月1日から施行するもの。第2項は、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は施行日以降に徴収すべき使用料に適用することを定め、施行日の前日までに徴収すべき使用料については従前のおりとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第5号につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第64号 令和5年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億5,736万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を151億9,503万4,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費によるものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、追加でありまして、第3表債務負担行為補正によるものであります。

第4条地方債の補正につきましては、変更でありまして、第4表地方債補正によるものであります。

議案書の14ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。令和5年度中の完了が見込まれない事業を令和6年度へ繰越して執行することにつきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

9款4項社会教育費まほろばホール長寿命化事業についてであります。限度額は1億8,705万2,000円でございます。

15ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正であります。

追加でございます。

全部で3つの事項がございます。

1件目は、もみじヶ丘保育所給食調理業務を委託するものであります。

2件目は、吉岡児童館外2施設の管理運営業務を委託するものであります。

3件目は、まほろばホールの図書貸出しシステム賃貸借を行うものであります。

期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、議案書の16ページをお願いいたします。

第4表地方債の補正で、変更でございます。

緊急自然災害防止対策事業債につきまして、限度額を6,970万円に改めるものであります。そのほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、事項別明細書3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

1款2項1目固定資産税につきましては、歳入歳出の財源調整でありまして、6,827万5,000円追加するものです。

16款1項1目民生費国庫負担金5節老人福祉負担金29万9,000円でございます。こちらは過年度分低所得者保険料軽減負担金としまして、令和4年度分の額確定による

ものです。

次に、2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金5万円ですが、母子保健医療対策総合支援事業費といたしまして、初回産科検診受診料助成事業に対する補助金であります。

17款1項2目民生費県負担金5節老人福祉費負担金3,000円ですが、過年度分低所得者保険料軽減負担金で、こちらは先ほどの表の2つ目にございます16款1項1目民生費国庫負担金と同じ事業でありまして、県負担金として、事業費の4分の1の負担金を5節に追加するものであります。

次に、2項4目農林水産業費県補助金612万円ですが、森林資源循環利用林道整備事業費といたしまして、嘉太神林道の橋梁補修工事に伴う補助金であります。

21款1項1目繰越金1億7,181万6,000円につきましては、歳入歳出の財源調整でございます。

22款5項2目雑入1節雑入400万円につきましては、昨年度開催いたしました七ツ森ハーフマラソン大会精算金といたしまして、スポーツ振興くじ助成金であります。

23款町債につきましては、1項1目土木債3節緊急自然災害防止対策事業債680万円で、町道山下大沢線ほか道路整備、排水路整備等に要する費用に対する借入れでございます。

歳入は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長(千葉正義君)

それでは、引き続き、事項別明細書5ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。2節から4節は、本年4月の人事異動による、現在の職員配置によります人件費の調整に伴います補正でございます。なお、以降の科目の2節から4節のうち、一般職の人件費に関しましては、特別の事情を除き同様となりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。2節から4節のうち、職員の退職、休職により欠員が生じる期間中に任用するフルタイム会計年度任用職員の人件費、10月から翌年3月までの6か月分を、2人追加で予算措置をお願いするも

のでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

次に、5目財産管理費でございます。

吉田コミュニティーセンター管理費につきましては、現在、吉田コミュニティーセンターに会計年度任用職員として勤務している職員を、10月以降、シルバー人材センターへの委託に変更しようとするものであります。

1節から8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当等を減額し、シルバー人材センターへの委託料として100万2,000円の増額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

続きまして、10目無線放送施設管理費でございます。14節は、防災行政無線同報系システムの升沢にございます長者館山再送信局の非常用電源が、落雷によると思われる影響で不具合が生じており、その修繕に要する費用を措置するものでございます。

続きまして、13目諸費の結婚支援事業費でございます。18節黒川地区後継者対策推進協議会の負担金は、毎月黒川4市町村で、持ち回りで開催しております結婚相談を、これまでは、日、月曜日の2日間としておったものを、相談の機会を増やすため、3か月に1回、土、日、月の3日間開催することとしたことによる増額をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長（小野政則君）

続きまして、7ページをお願いいたします。

次に、2目賦課徴収費でございます。1節、2節、3節、4節、及び8節につきましては、課税資料等の整理事務従事のためのフルタイム会計年度任用職員の任用に係ります報酬、給与、手当、社会保険料及び通勤手当につきまして調整をお願いするものであります。

12節につきましては、個人住民税特別徴収税額通知における電子化に係るシステム改修に要する委託料をお願いするものであります。

よろしくをお願いいたします。

議 長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、8ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費の17節は、シュレッダー購入に係ります増額補正をお願いするものでございます。

27節は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものでございます。

2目老人福祉費の18節は、となりぐみ活き生きサロンの補助申請に関わります利用者割の増額、増数によります追加補正をお願いするものでございます。

22節は令和4年度低所得者利用負担軽減対策補助金の確定によります返還金として3万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

27節は介護保険事業勘定特別会計への人件費の増額分と、令和4年度低所得者保険軽減負担金の増額分を合わせた繰出金761万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

4目障害者福祉費の1節、3節、4節は、パートタイム任用職員の業務時間の延長によります増額補正をお願いするものでございます。

5目ひだまり農家の管理費の10節は、冷却水発生機、誘導灯ステンレスドア、駐車場白線引きに要します修繕費用の補正をお願いするものでございます。

12節は、ひだまりの丘施設内を管理しておりますセコムの空間センサーの移設並びに地下タンク漏えい検知管清掃業務の委託をの補正をお願いするものでございます。

6目後期高齢者福祉総務費の27節は、後期高齢者医療特別会計の繰出金の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長（村田充穂君）

10ページをお願いいたします。

続きまして、2項1目児童福祉総務費のうち、3節時間外手当につきまして、安心子育て医療支給システムの切替えに伴う事務及び保育施設への給付事務の精算事務などの増加に係る手当をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、事項別明細書10ページから11ページにまたがりませんが、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

恐れ入りますが、初めに健康推進課から提出しております説明資料、議案第64号関係を御覧いただきますようお願いをいたします。

今回の補正予算に関係いたします、低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業についてご説明いたします。

説明資料、表紙の次のページをお願いいたします。

まず、1. 事業の目的であります。

この事業は、昨年度から実施しております伴走型相談事業と関連しまして、今年度から、国の母子保健衛生国庫補助の対象事業として新たに加わったものであります。低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげていくため、初回分の産科受診費用を助成するものです。

次に、2. 対象者についてです。

対象者は住民税非課税世帯、または同等の所得水準である妊婦となります。また、対象となる妊婦の方の必要な支援につなげるため、次の要件を満たす方といたします。要件1つ目は、所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意していただくこと。要件の2つ目は、妊婦健診受診医療機関等の関係機関と町が支援につなぐために必要となる情報（妊婦健診の未受診や家庭の状況等）を共有することに同意していただくことであります。

続いて、3. 事業内容です。

1点目としましては、初回産科受診料の補助です。内容は、対象となる方が初めて産科を受信した際に自己負担した受信料の一部または全部について、上限1万円の範囲内で助成するものです。この助成金額は、国の補助単価と同額となるものであります。

2点目は、関係機関との連絡調整です。申請を通して把握した方に対して、妊娠から出産、子育ての過程において、早期に必要な支援が提供されるよう、関係機関と町の連携を図るものであります。何らかの課題を抱えている方を早期支援につなぎ、安心して出産子育てができる環境づくりを進めるというものであります。

4. 事業見込みについてです。

事業の開始は予算承認後の10月からを予定いたしております。対象となる方の見込みは、年間の出生数から算出しておりますが、出生数を200人としまして、その1割が対象要件の非課税世帯に該当するものと見込み、今年度10月以降の半年間の対象者として10名を見込むものであります。予算額は、1件当たりの助成上限額1万円に10名分を乗じた10万円となるものであります。財源の内訳といたしまして、母子保健衛生費国庫補助金として2分の1、町負担2分の1となるものであります。

事業内容の説明は以上となります。

恐れ入りますが、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書11ページのほうにお戻りをお願いいたします。

19節扶助費に、今年度の対象見込み10人分の初回参加受診料助成費用として、10万円の措置をお願いするものでございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

続きまして、12ページをお願いいたします。

5款1項2目農業総務費でございます。10節につきましては、宮床ふれあい農園の浄化槽のフロアの修繕費をお願いするものでございます。

3目農業振興費でございます。18節負担金、県青果物価格安定相互補償協会につきましては、令和5年度の概算造成額が決定したことにより、不足分の増額をお願いするものでございます。4目畜産業費でございます。11節及び18節は、酪農等の畜産農家が国際情勢の変化、円安や新型コロナウイルス感染症の影響等により、輸入に依存しております配合飼料価格が高騰、高止まりし、畜産農家の経営を圧迫していることから、町内在住の畜産農家に対して、酪農家2件で70頭及び肥育農家7件で370頭分につきましては1頭当たり1万円を、繁殖農家8件分の飼育頭数100頭に対しまして1頭当たり5,000円の支援を行うための予算をお願いするものでございます。

5目農地費でございます。

12節につきましては、鶴巣地区最終処分場関連の鶴巣鳥屋地区の耕作道整備及び巻き上げ地区のため池改修に係る測量設計業務の増額をお願いするものでございます。

18節につきましては、吉田地区農地整備事業に伴う大和町土地改良区への編入に係る事務員1名の増員分を大和町土地改良区に対し補助するものでございます。

13ページをお願いいたします。

次に、2項1目林業総務費でございます。

12節及び14節につきましては、嘉太神1号橋の補修工事に伴う有害物質、低濃度のPCB含有塗料の除去に係る産業廃棄物処分費用及び除去費用の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

同じく、7款土木費でございます。

1項1目土木総務費1節は、除雪事務等に伴います事務補助員任用のため、パートタイム会計年度任用職員1名、6か月分の報酬に要します費用でございます。

14ページをお願いいたします。

3節及び4節は、パートタイム会計年度任用職員の手当、社会保険料、共済組合負担金に要します費用、8節はパートタイム会計年度任用職員の交通費に要します費用でございます。

11節は、町道下町裏道線に係ります道路側溝の一部を借地として利用しておりましたが、地権者から買収していただきたいとのご意向がございましたことから買収することとし、その契約に要します印紙代、12節は買収地に係る分筆登記業務費用、16節は買収地購入に係ります費用をお願いするものでございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

7節は、除雪作業等補助員に要します費用。

10節の消耗品費は、道路路面凍結時の路面凍結注意などの看板費用。印刷製本費は、除融雪PR用チラシ作成費用。修繕費は、マンホール等との段差すりつけ費用のほか、概要等修繕、町道魚板兵土ヶ原線ほかの小破修繕に要します費用をお願いするものでございます。

12節は、過去4年間の実績平均から、当初予算でご承認いただきました費用を差引きました除融雪経費のほか、防雪柵設置、撤去等の業務に要します費用をお願いするものでございます。

13節は、特殊大型除雪機械の借りに要する費用。

14節は町道吉岡吉田線ほかの舗装修繕工事等に要します費用でございます。

15節は、道路補修用アスファルト乳剤及び融雪剤購入に要します費用をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

2項2目道路新設改良費は、人件費の調整です。

2項4目交通安全施設整備事業費14節は、県道榊沢吉岡線と町道吉岡停車場線、交差点部にありますUFO信号機移設に関わります信号機退避場確保に対応するための防雪柵の設置工事及び町道中町下町線ほかで実施しますグリーンベルト設置に要します費用でございます。

4項1目都市計画総務費は、人件費の調整です。

続きまして、4項3目公園費10節は、舞野ふるさと公園の外周フェンス修繕に要します費用をお願いするものでございます。

4項4目土地区画整理事業費27節は、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計の繰出金でございます。

16ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費の11節は、住宅入居者の退去に伴いまして空き家となりました西原第3住宅3棟4戸の解体に伴います給水装置廃止審査等手数料。14節は、西原第3住宅3棟4戸の解体工事に要します費用をお願いするものでございます。

以上となります。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは、16ページ、17ページをお願いいたします。

9款教育費4項社会教育費2目公民館費でございます。

18節負担金補助及び交付金は、町連合青年団補助金としまして、第71回全国青年大会に県代表で参加する選手2名への助成をお願いするものでございます。

4目まほろばホール管理費でございます。

12節、委託料としまして、業務委託では、舞台機構等操作業務、総合管理業務、休日窓口業務でございます。測量、設計・施工・管理委託では、鉄板屋根改修調査設計業務の額確定及び来年度以降の学習棟外壁改修に要する委託に係る経費の追加でございます。施設・備品管理等委託では、舞台照明、舞台音響、舞台機構設備等保守点検の額確定によるものでございます。

13節機械借上料につきましては、昨年度より、機器の故障による応急処置として、レンタルで機械借り上げをしております直流電源装置、仮設整流器の借上料、高圧電気設備の工事の際の給水用ポンプを作動させるため山荘発電機が必要となり、借り上げをお願いするものでございます。

14節工事請負費は、空調間交流ユニット更新工事等の額確定、館内の定期検査で指摘のありました非常用誘導灯の修繕工事と、大ホール空調ユニットの修繕を追加をお願いするものでございます。

17節備品購入費は、大会議室ワイヤレスマイク更新等の額確定によるものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

10節につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターにイノシシの出没が続きましたことから、利用者の安全確保を図るため、敷地周辺に設置いたしますイノシシ侵入防止柵の購入をお願いするものでございます。

14節につきましては、落合教育ふれあいセンターにおきまして、埋設されている原因は確認できなかったところですが、グラウンドを東西に横断する形で埋設されているコンクリートブロックが、雨風の影響等によりグラウンド表面に現れてきましたことから、グラウンドの利用に支障がないよう、埋設物撤去工事をお願いするものでございます。

歳出につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後3時30分とします。

午後3時09分 休憩

午後3時28分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第65号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ587万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,406万1,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書30ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目国庫補助金2節は、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金といたしまして4万円を増額するものであります。今年度より出産一時金が増額され、増額分の一部が支援措置として新たに追加されることにより増額するものであります。

6款1項1目一般会計繰入金2節は職員給与費等繰入金といたしまして591万2,000円を減額するものであります。

31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節から4節は、人件費調整分として、合わせまして591万2,000円を減額するものであります。

2款4項1目出産育児一時金18節は、出産育児一時金臨時補助金充当による負担金調整分としまして、補助金と同額の4万円を増額するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。併せて、別冊大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第66号でございます。令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,382万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,387万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、20ページの第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款1項1目一般会計繰入金の761万3,000円の増額につきましては、人事異動に伴います一般会計からの人件費731万円と低所得者保険料軽減負担金の国庫分並びに県費分の30万3,000円の増額補正によります繰入金の補正をお願いするものでございます。

同じく2項1目財政調整基金の繰入金は1,404万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

8款1項1目繰越金の5,216万6,000円につきましては、歳入予算見合分の繰越金にて充てるものでございます。

39ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費247万円の増額につきましては、2節、3節、4節の人件費調整分並びに5会計年度任用職員の人件費について増額補正をお願いするものでございます。

4項につきましては、介護保険第9期計画策定に係ります介護保険運営委員会の報酬、費用弁償の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款1項2目償還金22節の6,628万5,000円につきましては、令和4年度の精算分といたしまして、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴い、国及び県、社会保険診療報酬支払基金への償還金の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

4款3項3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費484万円につきましては、2節、3節、4節の人件費調整分の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第67号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,219万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目につきましては、一般会計からの事務費繰入金として、人件費分234万円を減額するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節から4節は、人件費調整分として、合わせまして234万円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。

議案第68号 令和5年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度大和町の吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,556万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,774万9,000円とす

るものでございます。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条地方債の補正であります。

地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

事業地内の移転対象者1名分の移転補償につきまして、期間は令和6年度から令和7年度までとし、限度額としましては2,085万円とするものでございます。

26ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。

起債の目的ごとの限度額の変更でございます。公共事業等債としまして、変更前6,820万円を、変更後2億2,360万円とするもの。都市開発事業債は変更前8億9,030万円を、変更後6億7,640万円とし、起債合計、変更前9億5,850万円を、変更後9億円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、令和5年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）をお願いいたします。

52ページでございます。

歳入でございます。

2款1項1目土地区画整理費国庫補助金は、都市再生区画整理事業交付金でございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

6款1項1目土地区画整理事業債は、都市再生区画整理整備交付金に係ります公共団体区画整理事業債、土地区画整理事業債の起債額の変更でございます。

次に、53ページ、歳出でございます。

1款1項1目総務管理費、2節、3節、4節につきましては、職員人件費の調整により減額するものでございます。

1 款 2 項 1 目土地区画整理事業費の21節は、区域内の移転対象者 1 名の移転補償に要する費用の前払い金相当額についてお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 （野田 実君）

それでは、議案書の27ページをお願いいたします。併せまして、令和 5 年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第 1 号）、右下に令和 5 年 9 月 1 日提出と書かれました資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第69号 令和 5 年度大和町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

第 1 条総則です。

令和 5 年度大和町下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものであります。

第 2 条の収益的収入及び支出であります。

令和 5 年度大和町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款下水道事業費用について466万9,000円を増額し、合計を 8 億9,958万1,000円とし、第 1 項営業費用につきましては466万9,000円を増額し、8 億5,061万2,000円とするものであります。

第 3 条の資本的収入及び支出であります。

予算第 4 条、本文括弧書中「1 億8,272万3,000円」を「1 億8,280万1,000円」に、「過年度損益勘定留保資金 1 億7,419万1,000円」を「過年度損益勘定留保資金 1 億3,083万8,000円」に、「当年度損益勘定留保資金853万2,000円」を、「当年度損益勘定留保資金5,196万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入について、2,121万9,000円を増額し、合計を 4 億8,001万6,000円とし、1 項企業債については1,930万円を増額し 2 億4,110万円。4 項国庫補助金につ

きましては、159万9,000円を増額し7,052万1,000円。5項負担金等につきましては、32万円を増額し104万4,000円とするものであります。

支出であります。

1款資本的支出につきましては、2,129万7,000円を増額し、合計を6億6,281万7,000円とし、1項建設改良費につきましては、2,129万7,000円を増額し、3億1,163万7,000円とするものであります。

28ページをお願いいたします。

第4条の企業債であります。

予算第6条に定めました起債の限度額を第1表企業債補正のとおり変更するものであります。

29ページをお願いいたします。

第1項企業債補正であります。

起債の目的は、公共下水道事業及び浄化槽整備事業であります。補正前の合計7,640万円を、補正後の合計9,570万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

28ページにお戻り願います。

第5条の、議会の議決を経なければ利用することのできない経費であります。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

(1) 職員給与費について、3,328万1,000円とするものであります。詳細につきましては、令和5年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書(第1号)にあります令和5年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

62ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

支出であります。

第1款下水道費用第1項営業費用1目管きょ費、施設の法定福利費につきましては、職員人件費の調整に伴うものであります。修繕費につきましては、公共下水道工事、管路更新、マンホール浮上防止に伴います舗装本復旧工事及び公共下水道取出管修繕をお願いするものであります。

2目処理施設等費、施設の法定福利費につきましては、職員人件費の調整に伴うものであります。

3目浄化槽費、節の給料から法定福利につきましては、職員人件費の調整に伴うものであります。

63ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。

第1款資本的収入1項企業債1目企業債、施設の建設事業債につきましては、公共下水道マンホールポンプ場1か所のポンプ更新と、合併処理浄化槽3基の追加による増額をお願いするものであります。

4項国庫補助金1目国庫補助金、施設の国庫補助金につきましては、合併処理浄化槽3基の追加により増額をお願いするものであり、5項負担金等2目受益者分担金、節の受益者分担金につきましても、合併処理浄化槽3基の追加に伴いまして増額をお願いするものであります。

64ページをお願いいたします。

支出であります。

第1款資本的支出1項建設改良費1目管きよ費、施設の工事請負費につきましては、公共下水道相川第2マンホールポンプ場のポンプ更新工事に伴う増額をお願いするものであります。

2目浄化槽費、施設の工事請負費につきましては、浄化槽3基分の新設費用をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の30ページをお願いいたします。併せまして、令和5年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第1号）、右下に令和5年9月1日提出と書かれた資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第70号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条総則です。

令和5年度大和町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。令和5年度大和町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款水道事業収益につきましては、131万6,000円増額し、合計を9億5,202万8,000円とし、1項営業収益につきましては131万6,000円を増額し、7億9,534万

7,000円とするものであります。

支出であります。

1 款水道事業費用につきましては、312万6,000円を増額し、合計を9億4,295万2,000円とし、1 項営業費用につきましては312万6,000円を増額し、9億2,661万1,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款資本的支出及び1 項建設改良費につきましては、増減なしとするものであります。第4条の、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

(1) 職員給与費につきまして4,821万7,000円とするものであります。詳細につきましては、令和5年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書(第1号)にあります、令和5年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

70ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

収入であります。

1 款水道事業収益1 項営業収益2 目受託工事収益、施設の受託工事収益につきましては、柴崎地区宅地開発の消火栓設置に伴うものであります。

71ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款水道事業費用1 項営業費用1 目浄配水費、施設の給料から法定福利費につきましては、職員人件費の調整に伴うものであります。修繕費につきましては、根古・若畑配水池の次亜塩素酸注入ポンプ修繕をお願いするものであります。

2 目受託工事費、施設の工事請負費につきましては、柴崎地区の宅地開発に伴う消防水利確保のため、消火栓設置工事をお願いするものであります。

72ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

支出であります。

1 款資本的支出1 項建設改良費1 目配水管布設事業費、施設の管工事費につきましては、配水管布設工事等の入札執行残に伴う減額補正をお願いするものであります。

3目鶴巢落合系送配水管強化事業費、施設の管工事費につきましては、落合前野地内の送配水管強化工事施工に伴う附帯工事をお願いするものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議 長 (高平聡雄君)

以上で議案第60号から議案第70号までの説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時52分 延 会